

1986年7月

クラブアッセンブリー

(岩澤ガバナー公式訪問報告書)

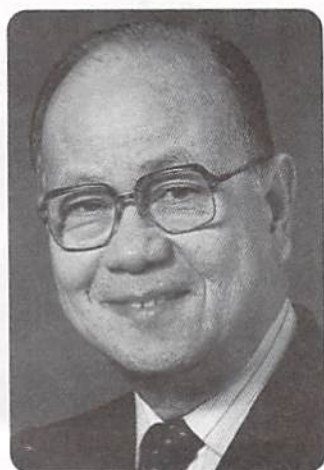
(職業分類表)



会長 中 村 善 治

幹事 中 尾 洋

鹿児島西ロータリークラブ



ロータリーは 希望をもたらす



M.A.T. カパラス
(M.A.T. CAPARAS)

1986—87年度国際ロータリー会長
フィリピン、マニラ・ロータリー・クラブ会員


ロータリアンの皆さん：

私達が友情を求めて入会したロータリーは大きな躍動的な力であります。ロータリーは、さまざまな形の奉仕を通じて、80年以上にわたって、貧しき人、障害のある人、失意の人の生活に手をさし伸べてまいりました。多くの時と場所で、ロータリーは、飢えたる人にとって食糧であり、渇きに苦しむ人にとって貴い清浄な水であり、幼児にとって健全な未来であり、孤独な人にとって慰めであり、若い人にとってより輝ける幸せな世界であり、人生のたそがれにある人にとって光を与える存在でありました。かくして、ロータリーは、世界の多くの人々に対し、自分や子供達の生活向上の夢が、今まさに、遠からず実現されるだろう、と輝かしくすみずみまで届く希望の光となりました。ロータリーは、クラブの親睦の中に生まれ、職業奉仕にはぐくまれ、社会奉仕で前進し、国際奉仕を通じて発展しましたが、よりよい明日を目ざすこの希望を全人類に分ち合うばかりでなく、100万会員の理想と行動を通じて希望を実現するよう力を尽くしています。さまざまな国で、さまざまな生活環境の中で奉仕するロータリアンはこの希望を、数多くの奉仕という形で表しています——それを求めているすべての人々が理解できるような形、また絶望のふちに立つ人々をささげ立たせるような形の奉仕であります。

私達はさまざまな国から集まっています。言語も文化も異なります。宗教も多種多様です。しかし、それにもかかわらず、私達ロータリアンは、平和への希望において、また、すべての人々のよりよい生活を追求する上において、一つに結ばれています。多様性の中の調和と言ってもよいでしょう——背景や行動様式は異なっても調和があります。同胞に奉仕する方法は一樣ではありませんが目的は一つです。私達は、私達の努力を受け継ぎ、希望をはぐくみ、それを実現する後継者のロータリアンと結ばれているように、平和な世界のよりよい生活の希望の灯をともした過去のロータリアンとも奉仕を通じて結ばれています。

ある賢者が言いました。「英知は希望によって測られる」と。さあ、いかなる希望を与えるかによって私達を見てもらいましょう。ロータリーのいう奉仕に積極的に献身し、ロータリーの組織を最大限に活用しましょう。そうすれば世界の人々は間違いなくこう言うでしょう——「ロータリーは希望をもたらす」。

敬 具

M.A.T. カパラス 

1986—87年度国際ロータリー会長

1986-87年度
273地区ガバナーの横顔



岩澤光男君

T 10年1月31日生 65才

夫人 照子様

〒 899-52

鹿児島県始良郡加治木町反土 1438 番地

自宅 09956-3-3021

勤務先 09956-3-2131

加治木RC シニア（建設業）

佛岩澤組社長（満州，復員，創業）

鹿児島県建設業協会会長

昭和42年 加治木RC 創立会員

同 44年 同 会長

同 51年 53年 分区代理

同 50年 57年 特別代表（国分，霧島）

同 53年～現地区委員

同 60年 地区青少年奉仕委員長

ポールハリスフェロー

米山功労者

ロータリーの綱領

Object of Rotary

Object

The object of Rotary is to encourage and foster the ideal of service as a basis of worthy enterprise and, in particular, to encourage and foster:

First. The development of acquaintance as an opportunity for service;

Second. High ethical standards in business and professions; the recognition of the worthiness of all useful occupations; and the dignifying by each Rotarian of his occupation as an opportunity to serve society;

Third. The application of the ideal of service by every Rotarian to his personal, business and community life;

Fourth. The advancement of international understanding, good will, and peace through a world fellowship of business and professional men united in the ideal of service.

綱 領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹育成するにある；

第1 奉仕の機会として知り合いを拡めること；

第2 実業及び専門職業の道徳的水準を高めること；あらゆる有用な職業は尊重されるべきであるという認識を深めること；そしてロータリアン各自が、職業を通じて社会に奉仕するために、その職業を品位あらしめること；

第3 ロータリアンすべてが、その個人生活、職業生活及び社会生活に常に奉仕の理想を適用すること；

第4 奉仕の理想に結ばれた実業人と専門職業人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること；

希望をもたらす……

クラブ奉仕を通じて — あなたのクラブが有意義な奉仕をすることができるように他のロータリアンとともにあなたのクラブの強化に努力することによって。

- あなたのクラブに一層プラスの効果を及ぼすように新会員を推薦すること（新会員のスポンサーと新会員にはそれぞれ会長認定証が送られます）；
- あなたのクラブの力を保つためにあらゆる会員候補者の関心をそらさないよう全力を尽くすこと。
- あなたのクラブの例会をロータリーの親睦と奉仕のための楽しい機会とするよう助力すること；
- クラブおよび地区委員会、プログラム、プロジェクト、活動に参加すること。

職業奉仕を通じて — あなたの実業に必要とされること、または、あなたの選んだ専門職業の働きを力の限り遂行することによって、また、あらゆる有用な職業、特に、地位が低かったり、卑しいと多くの人が考えるような職業が尊重されるべきであるという認識を深めることによって。

- 実業および専門職業界、地域社会全体、地域の青少年に対して、ロータリーの職業の理想の顕著な例を提供し、高度の道徳的職業水準および倫理慣行を誰もが実行しなければならないことを伝えること。

- 職業情報およびガイダンス・セミナーおよび会合を主催すること。
- 青少年失業者の状況改善に助力すること；
- 新職業奉仕プロジェクトを始めること；

社会奉仕を通じて — あなたのクラブの全ロータリアンとともに個人生活、職業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用することによって。

- まず、あなたの地域社会のニーズを調査し、次いで、そのニーズに応えるために行動すること；
- あなたのクラブが開発途上国の農村近くにあるにせよ、また、世界のどこか都市部にあるにせよ、援助したいという心のあるすべての人々の支援を集めること；
- 新インターアクト・クラブまたはローターアクト・クラブを通じて希望の手を伸ばすこと；
- 高齢者、麻薬濫用、孤独、自信喪失などの問題に悩む青少年、適切な職業に就けない人、心身に障害があり、孤独で絶望している人に希望と生活向上をもたらす新社会奉仕プロジェクトを始めること。

国際奉仕を通じて — 人生の喜びを高めるような奉仕を通じてさまざまな国の国民のあいだに知り合いと友情を積極的に推進することによって。

- ポリオ・プラス・プログラム、世界社会奉仕、他の国際ロータリー援助プログラムに積極的に参加すること。
- 国際理解と親善を推進するプログラムに参加すること。例えば、ロータリー財団、ロータリー友情交換、国際共同委員会、その他の国際ロータリー奉仕プログラムおよび活動；
- 他国の人々に希望をもたらすような新国際奉仕プロジェクトを始めること。

目 次

R・I会長メッセージ	1
273地区ガバナーの横顔	2
ロータリーの綱領	3
目 次	5
会 長 挨 拶	7
幹 事 挨 拶	8
クラブ年間行事予定表	9
クラブ概況報告	11
理事役員及び委員会名簿	13
各委員会報告	14
西ロータリークラブの推移（歴代会長並に幹事）	40
1985-86年度 収支決算書 財産目録	42
1986-87年度 収支予算書	47
鹿児島西ロータリークラブ定款	53
" 細則	65
" 慶弔規定	74
" 友愛文庫運営規約	75
" 奨学金制度要綱	76
会 員 名 簿	77

会 長 挨 拶

中 村 善 浩

この度、皆様のご推挙をうけて会長を務めることになりました。最善を尽すつもりで居りますので、会員の皆様のご協力とご支援をお願い申し上げます。

今年度の国際ロータリーのテーマは

「ロータリーは希望をもたらす」

であります。R I会長 M. A. T. カパラス氏は“ロータリーは人生のたそがれにある人にとって光を与える存在であり、世界の多くの人々に対し、生活向上の夢が実現するだろうという光となった。如何なる希望を与えるかによって、私達を見てもらいましょう”と呼びかけました。1人の人間の発意から始まる奉仕が行動を通じて、その分野を拓けることにより、世界に希望をもたらす力となります。誰に対し、どの様にして、どんな希望を与えるか考え、積極的に奉仕に献身してゆきたいと思ひます。

組織は人の和によって発展します。ロータリーは親睦を深めることにより、人の和が生じ、奉仕の理想を生み出す仕組になって居ります。従って第1に目指すことは「楽しいロータリークラブ作り」であります。これは地区の目標とも合致します。楽しいクラブ作りで大切なことは、例会のあり方であり、その為のプログラムであります。例会に出席して、お互いに挨拶をすることは、心の振れ合いのはじまりであり、親睦の源泉であります。例会で知り合いを拓め、ロータリーを学び、奉仕の心を磨き合い、奉仕の出発点としたいと思ひます。例会に出席することはロータリー永遠のテーマであります。

次にロータリークラブは常に躍動的で活性化されねばなりません。ロータリーでは奉仕活動の一部門を分担し、調査し、研究企画し、実行する単位は委員会であります。委員会活動の如何はクラブの存在価値を左右すると言っても過言ではありません。この為一段と「委員会活動の充実」をはかりたいと思ひます。新しい創意に満ちたプロジェクトをお考え下さい。特にこれからのロータリーに大切なもの、それは良い後継者の養成であります。青少年、就中ローターアクト、インターアクトの育成に目を向けたいと思ひます。また、若い活力に満ちた会員の増強が大切であることは言うまでもありません。これらをはかると同時にロータリーを知る為、月信やロータリー誌・週報等をよく読まれるようお奨めする次第です。ロータリーが今日のように発展したのは、奉仕の理念のもとに有意義な運動や活動をしたからであります。これらの真実を一般の人々にも知って貰い更に広く理解と支持が得られるよう、引き続き広報活動にも力を入れたいと思ひます。広報は報道機関に対してのみならず、会員個々のあらゆる場に於いてその場の雰囲気合う形で、ロータリーを説いて下さい。これからのロータリーを考え、各委員会のご活躍を期待致します。出来るだけ委員会は月例とし、翌月の理事会に諮れるようすれば理想的であります。これからの一年、1つの目的を持ったクラブとして苦楽を共にしたいと思ひます。

幹 事 挨 拶

中 尾 洋

この度、当西クラブ1986-87年度の幹事を命ぜられました。

会長の補佐役として又クラブの事務局長として真に非力ではありますが、一生懸命務めますのでよろしくお願い申し上げます。

本年度R.I会長のテーマ「ロータリーは希望をもたらす」を踏まえ、中村会長の運営方針に基づきクラブ運営にたずさわりますが、楽しいクラブ作りに、会員各位及び各委員会の活動が更に充実致します様幹事として責務を果たしたいと思っております。

どうぞ皆様の御指導、御鞭撻と御協力を心からお願い申し上げます。

行 事 予 定 (1986.7 ~ 1987.6)

7 月	3		クラブ協議会	RAC	7/9 クラブ協議会 7/10 ガバナー公式訪問 7/13 西RAC創立10周年記念式典 (於 鶴鳴館) 7/16 第95回学習会	
	10	理	ガバナー公式訪問			
	17			RAC		
	24		F. S. M (公式訪問反省)			
	31					
8 月	7			RAC	8/20 第96回学習会 8/8~8/10 インターアクト年次大会	
	12	理	お盆の為, 12日変更			
	21		(100万\$DT)	RAC		
	28					
9 月	4			RAC	9/10 第97回学習会 9/18 RAC例会を鶴鳴館に変更	青少年活動月間
	11	理	クラブフォーラム (青少年奉仕委員会)			
	18		観月家族会	RAC		
	25					
10 月	2			RAC	10/8 第98回学習会 10/25~26 273地区年次大会(霧島)	米職業山奉仕月間
	9	理	クラブフォーラム (職業奉仕委員会)			
	16		(100万\$DT)	RAC		
	23					
	30		クラブ協議会(地区大会報告)			
11 月	6			RAC	11/12 第99回学習会 11/23~11/24 ローターアクト年次大会	ロータリー財団月間
	13	理	クラブフォーラム (ロータリー財団委員会)			
	20			RAC		
	27					
12 月	4			RAC	12/10 第100回学習会	
	11	理	年次総会			
	18		(100万\$DT)	RAC		
	25					

1 月	①		休 会 (元 日)		1/11 市内RAC新春合同例会 1/14 第101回学習会	
	8		鹿児島市内RC新春合同例会			
	⑮		休 会 (成人の日)			
	22	理	クラブ協議会 (上期報告と下期計画)	RAC		
	29					
2 月	5		(第1200回例会)	RAC	2/10 第102回学習会	世界 理解 月間
	12	理	クラブフォーラム (国際奉仕委員会)			
	19		(100万\$DT)	RAC		
	26					
3 月	5			RAC	3/11 第103回学習会 3/23 西RC創立記念日 3月～4月次期会長幹事研修会	
	12	理	クラブフォーラム (社会奉仕委員会)			
	19		ロータリー賞贈呈式	RAC		
	26					
4 月	2			RAC	4/8 第104回学習会 4月～5月地区協議会	ロー タリー 雑誌 月間
	9	理	クラブフォーラム (会報雑誌委員会)			
	16		(100万\$DT)	RAC		
	23					
	30					
5 月	7			RAC		
	14	理				
	21			RAC		
	28					
6 月	4		クラブ協議会 (地区協議会報告)	RAC	6/10 第106回学習会 6/7 第78回RI国際大会 6/10 於西独ミュンヘン	
	11	理				
	18		(100万\$DT)	RAC		
	25		クラブ協議会 (活動報告)			

ク ラ ブ 概 況 報 告

(昭和61年7月1日現在)

1. 創 立 年 月 日 昭和38年3月23日
2. 承 認 年 月 日 昭和38年6月27日(九州において第28番目)
3. チャーターナイト 昭和38年11月20日
4. 当時のR・I会長 ニッチシ・P・ラハリー(インド)
5. 当時のガバナー 進 藤 誠 一(第370地区)
6. スポンサークラブ 鹿児島ロータリークラブ
7. チャーターメンバー 24名(その内現在会員3名)
8. 区 域 鹿児島市中央部を貫通する甲突川上流の玉江橋から下流へー
西田橋ー高麗橋に至り西へ高麗町本通りー大学通りー中郡電
停ー更に電車路線に沿い鴨池公園南角に至り西へ谷山街道を
経て宇宿町へ至る鹿児島市西方区域。
9. 事 務 所 ホテル鶴鳴館(0992-23-5902)
10. 例 会 日 毎週木曜日12時30分～13時30分
11. 例 会 場 ホテル鶴鳴館
12. 歴 代 会 長 39ページ
13. 歴 代 幹 事 40ページ
14. 現 在 会 員 正会員 49名
シニア・アクティブ会員 36名
計 85名
入退会者数 入会者 0名
退会者 0名
15. 平 均 年 齢 57.63才
最高 84才 最低 35才
80代 5名 70代 9名

	60代	19名	50代	28名
	40代	21名	30代	3名
16. 出席率	93.31%(前年度分)			
17. 入会金	35,000円			
18. 年会費	160,000円			
19. ビジター会費	1,800円			
20. 会報	毎週報を発行			
21. ロータリアン誌	(1名)			
22. レピスタ誌	1名			
23. クラブ協議会	0回(あと8回以上)			
24. クラブフォーラム	0回(あと6回以上)			
25. 炉辺会(合)	0回(あと2回以上)			
26. 理事会	定例……毎月第2例会日 臨時……必要に応じ随時			
27. 委員長会議	12回			
28. 会長幹事会	県下……0回(あと2回)		市内……0回(あと4回)	

鹿児島西ロータリークラブ理事・役員・委員会構成

1986・7～1987・6

会長 中村 善治よしち 副会長 小園 正人
 幹事 中尾 洋 副幹事 桜 美 義 明
 理事 玉川 哲生 川上鐵太郎 徳永新一郎 田平 礼章れいしょう
 会計 高井 敏治
 S・A・A 佐伯 寿郎 副S・A・A 谷口良康りょうこう・江夏 洋ひろし

委 員 会	委 員 長	副 委 員 長	委 員
ク ラ ブ 奉 仕	小園 正人	徳澤 紀生 <small>のりひ</small>	柿市高重・外西寿彦・松田忠臣・安田正治・中村一雄・太原春雄
会 員 選 考	柿市 高重	久保 政次	浜田 馨 <small>かほ</small> ・岩元紀彦・三角桂次郎・海老原利則 徳田 基 <small>もと</small> ・森永茂樹
出 席	徳澤 紀生 <small>のりひ</small>	川平建次郎	藤安辰造・岡山唯一・林 其為 <small>そのみ</small>
親 睦	松田 忠臣	村田 和雄	木治屋克己・内山光男・三反田藤男・伊集院康熙 重信景吉・佐藤康典・野添良隆・小山幸義
ロ ー タ リ ー 情 報	安田 正治	前田 隆造	池田 広・上原 満
会 報 ・ 雑 誌	中村 一雄	福満 武雄	崎元行範・水流 洋・新福栄熊
プ ロ グ ラ ム	外西 寿彦	森 道生 <small>みちひ</small>	川畑正美・平岡禎吉・久保田彦穂・鮫島志芽太
広 報	太原 春雄	福田 正臣	吉留 益・石神兼康・石津克之・岩男秀彦
職 業 奉 仕	玉川 哲生	宇治野純章 <small>じゆんしょう</small>	古木圭介・久野洋一・川村 洋・高橋 司
社 会 奉 仕	川上鐵太郎	鯨嶋 宗隆	岩田泰一・岩元 基 <small>もと</small> ・前田好文
青 少 年 奉 仕	徳永新一郎	前田樹一郎 <small>じゆ</small>	海江田 卓 <small>たくし</small> ・水淵清治・本田雄郎 <small>ゆうろう</small>
イ ン タ ー ア ク ト	中川 宏	光吉 正昭	大迫守弘・井手泰次郎
ロ ー タ ー ア ク ト	原口 哲夫	土橋 滋	中尾正昭・下脇二則・柴山一清
国 際 奉 仕	田平 礼章	山下 皓三	永松実夫・川田恵一
R財団・米山奨学	田原迫卓視 <small>たくみ</small>	河井 時義	福田敏之・池口恵観 <small>あきかん</small>
ロ ー タ リ ー 賞 推 薦	小園 正人	川上鐵太郎	玉川哲生・徳永新一郎・田平礼章・外西寿彦

第273地区 鹿児島北部地区分区代理 福田 敏之・青少年奉仕インターアクト委員 海江田 卓

クラブ奉仕委員会

委員長 小園 正人

委員 (副)徳沢 紀生・柿市 高重・外西 寿彦・松田 忠臣
安田 正治・中村 一雄・太原 春雄

基本方針

クラブ奉仕関係各委員会の自主性を尊重し、楽しいロータリークラブ作りと委員会活動の充実で、クラブの活性化をはかることを基本方針とする。

本年度の計画

1. 若い会員の会員増をはかり、同時に新入会員の同化に努める。
2. 例会出席率の向上をはかる。
3. 会員相互の親睦と友情を深める企画に力を入れる。
4. 各委員会活動の充実をはかるため、各委員会毎に2乃至3ヶ月に1回時間をかけた委員会を開き、又毎月1回委員長会議を開く。

職業奉仕委員会

委員長 玉川 哲生

委員 (副)宇治野純章・古木 圭介・久野 洋一・川村 洋・高橋 司

基本方針

会員が夫々の職業に於て、諸々の責務を遂行し、自分の職業の道徳的な水準を高め、職業を通じて少しでも多くの社会奉仕を行う様に啓蒙する。

本年度の計画

1. 職場訪問 (日赤血液センター、又は鹿児島市医師会病院)
2. 優良職業人の表彰。
3. ロータリーの綱領、並びに「四つのテスト」の理解と実践に努める。
4. 職業奉仕について講演、卓話を行う。

予 算

50,000円

社会奉仕委員会

委員長 川上 鐵太郎

委員 (副) 鮫嶋 宗隆・岩田 泰一・岩元 基・前田 好文

基本方針

1. 継続的奉仕活動を再検討するために、全会員より意見を求め、地域社会の最も必要とする奉仕を選択したい。
2. 当クラブ会員の勝れた知識、力量を有効に提供してもらい、かつ、当クラブの財力に相応した奉仕活動を計画したい。
3. 会員がそれぞれの職業を通じて、あるいは、全会員が協力して実行できるような奉仕活動を奨励し、その実践を促進したい。
4. 奉仕活動は、単に金員、物品をさし出すことに止まることなく、精神的、行動的奉仕を重視したい。

本年度の計画

1. 隠れた社会奉仕実践者に対して毎年贈っている「ロータリー賞」を継続実施する。
2. 鹿児島県立図書館の「鹿児島西ロータリークラブ青少年文庫」に追加献本する。
3. 児童生徒の情操を豊かにする目的の「鹿児島西ロータリークラブ友愛文庫」の図書贈呈を継続実施するとともに、利用する児童生徒より感想文を募る。
4. 国土緑化推進委員会の「緑の羽根」、NHKの「歳末助け合い」、鹿児島県共同募金会の「共同募金」活動等社会的意義ある事業への寄附金、および、大きな災害に対する見舞金の支出。
5. 高齢者（一般市民を加える場合もある）に対する保健、法律一日無料相談、講話。
6. 会員、会員の職場従業員の献血推進。
7. 古切手を収集して、国際的奉仕団体に供出。

予算

金150,000円

青少年奉仕委員会

委員長 徳永 新一郎

委員 (副) 前田樹一郎・海江田 卓・水濁 清治・本田 雄郎

基本方針

1. 地域の青少年が毎日の行動に於て正しい活動、礼儀等のあやまりを指導する。
2. 親の立場に立って指導する。

本年度の計画

1. インターアクト、ローターアクトの増強。
2. 野外活動に於けるロータリアンの積極的な参加。
3. 青少年活動の活発化、ローターアクト10周年の援助並に参加。
4. インターアクト委員長には表彰状を贈る。

予 算

1,600,000円

ロータリー財団委員会

委員長 田原迫 卓 視

委員 (副)河井 時義・福田 敏之・池口 恵観

基本方針

ロータリー財団に関する会員の理解と認識を深め、これに対する支援をし、財団に対してクラブとして協力する。

本年度の計画

1. ロータリー財団に関する広報活動を行なう。
2. ロータリー財団奨学金候補者の推せんをする。
3. 100万ドル食事を数回行なう。
4. ポールハリスフェロー、準フェローの募集に努める。
5. ポリオプラス計画に協力する。

予 算

5,000円

国際奉仕委員会

委員長 田 平 禮 章

委員 (副)山下 皓三・永松 実夫・川田 恵一

基本方針

国際理解と親善を深め、世界平和に寄与できるよう、全会員の協力と参加をお願いする。

本年度の計画

1. 留学生，交換学生を努めて，クラブ会合・家族会等に招待して交流を深める。
2. ポリオプラス計画に協力する。
3. 国際青少年交換計画への参加を再検討する。

予 算

100,000円

出 席 委 員 会

委員長 徳 澤 紀 生

委 員 (副)川平建次郎・藤安 辰造・岡山 唯一・林 其為

基本方針

1. 出席はロータリーの原点，出席なくしてロータリー精神はないという認識を強調し，100%出席自覚の高揚。
2. メークアップによる欠席補填の奨励。
3. 地区大会，各協議会等への出席奨励。

本年度の計画

1. 連続100%出席者に記念品を贈る。
2. 市内には別に5クラブ及び西ローターアクトクラブの例会があるのでメークアップは事前か事後かに計画的に実施すれば可能である。
3. 常習欠席者には，電話かハガキでメークアップを促す。
4. 2ヶ月に1回出席委員会を開催し，出席率向上に関し協議する。

予 算

150,000円

会報雑誌委員会

委員長 中村 一雄

委員 (副) 福満 武雄・崎元 行範・水流 洋・新福 栄熊

基本方針

1. 会報を通じてロータリーに関する情報の伝達に努めるとともに、親睦を深めるために有用な記事の掲載に努める。
2. ロータリーの友の有効利用をはかる。

本年度の計画

1. 会報には理事会、委員会、学習会、その他各種会合の記録を多く掲載し、クラブの歴史の記録としての体裁を維持するとともに情報伝達的手段として活用する。
2. 会員の自由な意見・随想等の投稿をお願いすると共に、会員の異動・近況等についても会報に収録し、会員相互の親睦を深めるための一助とする。
3. ロータリーの友、ガバナー月信の精読を勧め、ロータリー精神の理解と高揚に資する。

予算

1,050,000円

親睦委員会

委員長 松田 忠臣

委員 (副) 村田 和雄

木治屋克巳・内山 光男・三反田藤男・伊集院康熙

重信 景吉・佐藤 康典・野添 良隆・小山 幸義

基本方針

会員相互、来訪者、家族が親しみやすく、話しやすい雰囲気になるよう常に配慮し、ユーモアのある楽しいクラブづくりに奉仕する。

本年度の計画

1. 会員相互の親睦をより一層深める。
 - A. S.A.Aとよく打合せて例会座席の配置をする。
委員会別、誕生月別、えと別、50音別、趣味別、抽せん番号
 - イ. 新入会員には紹介者、又は親睦委員が隣席する。
 - ウ. 参聴会は年4回開催する。(夜)

- エ. ゴルフ同好会を随時開催する。
オ. ビジターには特に明るく好感をもたれるよう接する。
2. 家族との一体感を深める。
ア. 観月家族会の開催。
イ. ハイキング日帰りを行う。
ウ. 結婚記念日の記念品贈呈。
エ. 会員及び夫人の誕生日には、会長よりのお祝いのカードと記念品を贈る。
3. ニコニコ箱を奨励する。

予 算

1,600,000円

会 員 選 考 委 員 会

委員長 柿 市 高 重

委員 (副)久保 政次・浜田 馨・岩元 紀彦・三角桂次郎
海老原利則・徳田 基・森永 茂樹

基 本 方 針

従来の分類・選考・増強の3委員会を一体化した選考委員会が新しく組織された。

この委員会の任務は、より機能的な、より効果的な会員増強の効果をあげることにありと考えられる。

本 年 度 の 計 画

1. 職業分類に関しては、当地域に生れた新しい職種の追加を検討する。
2. 増強順序としては、まずシニア移行会員に後継正会員の推薦を依頼する。次に分類上、空欄職種の充填を目指す。
3. 選考に当っては、次の点を特に考慮したい。
 - a 本来「ロータリアン」たるべき人柄の方かどうか。
 - b 出席の可能性。
4. 総括して純増3名～5名を目標としたい。

予 算

15,000円

充填及び未充填職業分類表

1986年7月1日

番 号	関 連 分 類	番 号	関 連 分 類
1	農 機 具 工 業	31	金 物
2	農 芸	32	園 芸
3	冷 暖 房	33	ホテル・リゾート及びレストラン
4	畜 産 業	34	施 設 及 び 病 院
5	団 体	35	保 険
6	自 動 車 工 業	36	鉄 鋼 業
7	酒 精 飲 料	37	宝 石 ・ 貴 金 属
8	清 涼 飲 料	38	洗 濯 及 び 染 色
9	放 送	39	法 律 業
10	建 築 材 料	40	皮 革 工 業
11	ビ ジ ネ ス サ ー ビ ス	41	機 械 及 び 装 置
12	化 学 工 業	42	動 物 性 食 品
13	被 服 工 業	43	医 療 器 具 及 び 機 械
14	通 信 事 業	44	医 師
15	菓 子	45	薬 剂 師
16	建 設 業	46	金 属 工 業
17	綿 業	47	鋳 油 工 業
18	衣 料 及 び 雑 貨	48	楽 器 用 品
19	教 育	49	事 務 所 用 品
20	電 気 及 び 電 子 工 業	50	光 学 製 品
21	金 融	51	塗 料 及 び 装 飾
22	芸 術	52	紙 工 業
23	消 防 及 び 防 火	53	写 真 業
24	漁 業	54	物 理 療 法
25	食 品 工 業	55	印 刷 及 び 出 版
26	植 物 性 食 品	56	宣 伝
27	家 具 及 び 備 品	57	不 動 産 業
28	ガ ス 工 業	58	レ ク リ エ ー シ ョ ン
29	ガ ラ ス 工 業	59	冷 凍
30	調 髪 及 び 関 係 業	60	宗 教

番号	関 連 分 類	番号	関 連 分 類
61	ゴ ム 工 業	66	運 輸
62	船 舶 及 び 航 海 用 具	67	車 輜 工 業
63	絹 業	68	上 下 水 道 及 び 灌 漑
64	石 材 工 業	69	木 材 工 業
65	倉 庫	70	羊 毛 工 業

関連分類 70種（内充填26種，未充填 44種）

分 類 312種（内充填49種，未充填 263種）

会員総数 85名

内 訳 正 会 員 49名

アディショナル会員 0名

シニア・アクティブ会員 36名

パスト・サービス会員 0名

番号	関連分類	分 類	会 員 名	勤 務 先
1	農機具工業	農機具製造 農機具配布		
2	園 芸	農 業 農業試験場		
3	冷 暖 房	冷暖房配管工事 冷暖房機器配布		
4	畜 産 業	家 畜 売 買 獣 医		
5	団 体	商 工 会 議 所 慈 善 団 体 農 業 協 同 組 合 赤 十 字 社 同 業 組 合 カントリークラブ 社 会 教 育 社 交 ク ラ ブ		
6	自動車工業	自動車配布 自動車修理 自動車部品製造 自動車部品配布 タイヤ配布	佐 伯 寿 郎 水 洵 清 治	トヨタオート鹿児島(株) 水洵自動車電機サービス
7	酒精飲料	清 酒 配 布 蒸 留 酒 配 布 酒 精 飲 料 配 布 焼 酎 製 造 酒 類 製 造		

番号	関連分類	分 類	会 員 名	勤 務 先
8	清涼飲料	炭酸飲料製造 炭酸飲料配布 果汁飲料製造 果汁飲料配布		
9	放 送	公 共 放 送 民 間 放 送		
10	建築材料	建築材料配布 セメント配布 生コンクリート製造 生コンクリート配布 コンクリート製品製造 コンクリート製品配布 建築機械配布	江 夏 洋	(株)ニットク
11	ビジネス サービス	会 計 士 ビルディング管理 興 信 所 税 理 士	大 迫 守 弘 下 脇 二 則	大迫公認会計士事務所 下脇二則税理士事務所
12	化学工業	工業薬品製造 工業薬品配布 家庭薬製造 家庭薬配布 医薬品配布 動物薬製造 農薬製造 化粧品配布 化学肥料製造 化学肥料配布 塩 配 布	村 田 和 雄 鮫 嶋 宗 隆	(株)ムラタ薬品 上原薬品(株)

番号	関連分類	分類	会員名	勤務先
13	被服工業	男子服製造 男子服配布 婦人服製造 婦人服配布 縫製業 作業衣製造 作業衣配布 製靴 靴配布 下駄製造 下駄配布		
14	通信事業	郵便事業 電話事業 無電事業	石津克之	NTT鹿兒島電報電話局
15	菓子	和菓子製造 和菓子配布 洋菓子製造 洋菓子配布	岩田泰一	(有)明石屋菓子店
16	建設業	建築設計 建築 コンクリート建築 請負業 道路建設 鉄骨工事 造園 港湾建設 プレハブ建築	前田隆造 上原満 木治屋克己 吉留益 三反田藤男	(有)アオイ美建 (有)双建設計事務所 五十鈴建設工業(株) 吉留建設産業(株) (有)三反田藤男設計事務所

番号	関連分類	分 類	会 員 名	勤 務 先
21	金 融	商 業 銀 行 外 国 為 替 銀 行 地 方 金 融 信 託 会 社	本 田 雄 郎	三井銀行鹿支店
		証 券 業 短 期 金 融 長 期 金 融 相 互 銀 行 信 用 金 庫	佐 藤 康 典	日の出証券鹿支店
22	芸 術	舞 演 文 洋 日 本 日 華 茶 書	踊 劇 学 楽 楽 画 画 道 道	
23	消防及び防火	消 火 機 器 配 布		
24	漁 業	水 産 物 加 工 水 産 物 配 布 漁 具 配 布		
25	食 品 工 業	パ ン 製 造 パ ン 配 布 飼 料 製 造 飼 料 配 布 粉		

番号	関連分類	分 類	会 員 名	勤 務 先
		米 配 布 食 料 乾 物 配 布 澱 粉 製 造 砂 糖 配 布 茶 配 布 小 麦 粉 配 布	中 尾 洋	中 尾 物 産 株
26	植物性食品	青 果 配 布 果 物 野 菜 缶 詰 配 布 調 味 料 製 造 味 噌 製 造 味 噌 配 布 醬 油 製 造 醬 油 配 布 漬 物 製 造 植 物 油 製 造 植 物 油 配 布		
27	家具及び備品	家 庭 用 家 具 製 造 家 庭 用 家 具 配 布 室 内 装 飾 寝 具 製 造 寝 具 配 布 調 理 場 用 具 配 布 敷 物 配 布		
28	ガス工業	液 化 圧 縮 ガ ス 配 布 ガ ス 供 給 ガ ス 器 具 配 布		
29	ガラス工業	ガ ラ ス 配 布 ガ ラ ス 器 配 布		

番号	関連分類	分 類	会 員 名	勤 務 先
30	調 髪 及び関係業	理 髮 店 美 容 院 浴 場	内 山 光 男	(株)ニューホワイト産業
31	金 物	金 物 配 布 金属製工具類製造 金属製工具類配布		
32	園 芸	花 卉 配 布 種 苗 配 布		
33	ホテル・リ ゾート及び レストラン	ホ テ ル 館 旅 館 料理店（和食） 料理店（洋食） 料理店（中華） 喫 茶 店 ド ラ イ ブ イ ン 結 婚 式 場	林 其 為 重 信 景 吉	(株)鈴香苑 (有)かごしま平安閣
34	施 設 及 び 病 院	保 育 園 養 老 院 大 学 病 院 公 立 病 院 私 立 病 院 精 神 病 院 幼 稚 園 心 障 者 施 設	土 橋 滋 水 流 洋	土橋病院 社会福祉法人 落穂会 ゆうかり学園
35	保 險	保 險 労 務 管 理 火 災 保 險 生 命 保 險	森 永 茂 樹 白 石 哲 三	森永労務管理事務所 日本生命鹿支社

番号	関連分類	分 類	会 員 名	勤 務 先
		団 体 保 険 ガ ン 保 険	井 手 泰 次 郎 松 田 忠 臣	安田生命鹿支社 九州保険サービス㈱
36	鉄 鋼 業	鉄 鋼 配 布 鉄 鋳 物 配 布		
37	宝 石 貴 金 属	宝 石 配 布 金 銀 製 品 配 布		
38	洗 濯 及 び 染 色	洗 濯 ク リ ー ニ ン グ 染 色		
39	法 律	一 般 弁 護 士 裁 判 官 公 証 人	宇 治 野 純 章	宇 治 野 法 律 事 務 所
40	皮 革 工 業	皮 革 配 布 革 袋 物 及 び 鞆 配 布		
41	機 械 及 び 装 置	機 械 工 場 機 械 配 布		
42	動 物 性 食 品	ア イ ス ク リ ー ム 製 造 乳 製 品 配 布 肉 類 配 布 卵 配 布	玉 川 哲 生	セ イ カ 食 品 ㈱
43	医 療 器 具 及 び 機 械	医 療 器 材 配 布		
44	医 師	内 科 医 外 科 医	太 原 春 雄	紫 原 病 院

番号	関連分類	分 類	会 員 名	勤 務 先
		脳 神 經 科 医 歯 科 医	山 下 皓 三	山下歯科医院
		口 腔 外 科	野 添 良 隆	中央ビル野添歯科
		小 児 歯 科	柴 山 一 清	柴山歯科
		矯 正 歯 科		
		皮 膚 科 医		
		耳 鼻 咽 喉 科 医		
		産 婦 人 科 医	伊集院 康 熙	伊集院産婦人科病院
		眼 科 医		
		整 形 外 科 医	谷 口 良 康	鹿児島市立病院
		小 児 科 医		
		医 学 研 究		
		泌 尿 器 科 医		
		放 射 線 科 医	川 平 建 次 郎	川平放射線科内科クリニック
45	薬 剤 師	一 般 薬 局 調 剤 薬 局 漢 方 薬 局 病 院 薬 局 保 健 所 (公害・衛生)研究所	原 口 哲 夫 柿 市 高 重	原口中央薬局 柿市薬局
46	金属工業	金属製品配布 板金工作 溶 接		
47	鉱油工業	精 油 配 布		
48	楽器用品	楽 器 配 布 蓄 音 器 配 布		

番号	関連分類	分 類	会 員 名	勤 務 先
49	事務所用品	文房具配布 事務用品配布 複写機配布	徳永新一郎	(有)文洋堂
50	光学製品	眼鏡配布		
51	塗料及び 装 飾	装飾材料製造 装飾材料配布 塗料及び装飾	中尾正昭	(株)まからず屋造花店
52	紙工業	紙 配 布 紙製品製造 紙製品配布		
53	写 真	商業写真 肖像写真 写真器材配布		
54	物理療法	理学療法師 鍼灸師 整骨師		
55	印刷及び 出 版	印 刷 書籍配布 新聞発行 新聞配布 通信社 印刷材料配布 報 道 学習図書・出版・販売	崎元行範 前田樹一郎	(有)アジア印刷 育英社

番号	関係分類	分 類	会 員 名	勤 務 先
56	宣 伝	広 告 取 扱 屋 外 広 告		
57	不 動 産 業	土 地 開 発 不 動 産 業 不 動 産 鑑 定 不 動 産 賃 貸		
58	レ ク リ エ ー シ ョ ン	映 画 館 玩 具 配 布 観 光 事 業 ゴ ル フ コ ー ス ス ポ ー ツ 用 品 配 布		
59	冷 凍	氷 配 布 製 冷 蔵 倉 庫		
60	宗 教	仏 教 キ リ ス ト 教 神 道	池 口 恵 観	最 福 寺
61	ゴ ム 工 業	ゴ ム 製 品 配 布 合 成 ゴ ム 配 布		
62	船 舶 及 び 航 海 用 具	造 船 船 修 理 船 舶 用 品 配 布		
63	絹 業	絹 製 品 製 造 絹 製 品 配 布	中 川 宏 久 野 洋 一	㈱ 中 川 久 野 絹 織 物 ㈱

番号	関連分類	分 類	会 員 名	勤 務 先
64	石材工業	石 材 加 工 石 材 配 布		
65	倉 庫	倉 庫 保 税 倉 庫	岩 男 秀 彦	薩摩倉庫(株)
66	運 輸	航 空 輸 送 バ ス 事 業 タ ク シ ー 業 貨 物 自 動 車 輸 送 通 運 業 小 運 搬 業 近 海 海 運	森 道 生 岡 山 唯 一	全日本空輸(株)鹿支店 鹿児島交通(株)
67	車 輛 工 業	自 転 車 配 布		
68	上 下 水 道 及 び 灌 溉	給 水 く 井 造 浄 水 装 置 製 造		
69	木 材 工 業	原 木 配 布 山 林 業 製 材 造 箱 製 造 木 材 配 布		
70	羊 毛 工 業	毛 織 物 配 布 毛 糸 配 布		

＜シニア・アクチブ会員＞（36名）

会 員 名	勤 務 先	元 職 業 分 類
新 福 栄 熊	鹿児島大学	数 学 教 育
久 保 田 彦 穂		文 学
徳 田 基		一 般 弁 護 士
川 村 洋	(株)山形屋	百 貨 店
河 井 時 義	脳神経外科河井病院	外 科 医
鮫 島 志 芽 太	鹿児島経済大学	単 科 大 学
浜 田 馨	(有)浜田酒店	清 酒 配 布
川 上 鐵 太 郎		旅 館 (日 本 式)
福 田 敏 之	(株)南日本放送	民 間 放 送
小 山 幸 義	(株)鹿児島ホテル鶴鳴館	ホ テ ル
久 保 政 次	(株)久保利	ゴ ム 製 品 配 布
前 田 好 文	三和興業(株)	浄 水 装 置 製 造
藤 安 辰 造	藤安醸造(株)	味 噌 製 造
高 井 敏 治	(株)高井商店	砂 糖 配 布
海 老 原 利 則	(株)海老原利商店	金 物 配 布
平 岡 禎 吉	財団法人喜界育英会	団 体 (社 会 教 育)
田 平 礼 章	整形外科田平病院	整 形 外 科 医
池 田 広	池田放射線診療所	放 射 線 科 医
田 原 迫 卓 視		弁 護 士
高 橋 司	(株)佐藤組鹿児島支店	建 築
小 園 正 人	(株)小園硝子商会	ガ ラ ス 配 布
川 田 恵 一	(株)川田不動産鑑定所	不 動 産 鑑 定
徳 沢 紀 生	徳沢建設(株)	道 路 建 設
福 田 正 臣		公 立 病 院

会 員 名	勤 務 先	元 職 業 分 類
中 村 善 治	㈱カンダ	セメント配布
光 吉 正 昭	小牧建設㈱	請 負 業
外 西 寿 彦	鹿児島市立病院	産 婦 人 科 医
桜 美 義 明	桜物産	雑 貨 配 布
川 畑 正 美	旭工業㈱	冷 暖 房 配 管 工 事
岩 元 紀 彦	㈱旭相互銀行	相 互 銀 行
岩 元 基	カクイわた基準寝具㈱	綿 製 品 配 布
中 村 一 雄	中村公認会計士事務所	会 計 士
福 満 武 雄	鹿児島新報社	新 聞 発 行 道
石 神 兼 康		報 道
三 角 桂 次 郎	三角石油瓦斯㈱	精 油 配 布
古 木 圭 介	グローバルユースビューロー	観 光 事 業

<名 誉 会 員> 1名

会 員 名	勤 務 先	元 職 業 分 類
桜 美 四 郎	桜物産	ガ ス 供 給

プログラム委員会

委員長 外西 寿彦

委員 (副)森 道生・川畑 正美・平岡 禎吉・久保田彦穂
鮫島志芽太

基本方針

RI会長のターゲット「Rotary は希望をもたらす」を実践できるように、会員が卓話をたのしみに例会に出席し、自己啓発につながるような、魅力あるバラエティーに富んだ内容の卓話を企画していきたい。

本年度の計画

1. 卓話者は、会員約8割、ゲスト2割位を目安としたい。
2. 季節折々の行事にふさわしい、肩のこらない話題もまじえ、また女性のスピーカーもお願いしたい。
3. 各委員はそれぞれ6名程度の卓話者を担当し、交渉と実施を行う。

予算

100,000円

広報委員会

委員長 太原 春雄

委員 (副)福田 正臣・吉留 益・石神 兼康・石津 克之
岩男 秀彦

基本方針

広報活動は地域広報と内部広報が必要である事をふまえ、全会員の協力を仰ぎながらロータリーの目標達成に努めたい。

本年度の計画

地域広報

地域社会の人々に、ロータリーを正しく理解して貰うよう会員の一人一人が身近な所から広報につとめる一方、クラブの活動状況について、機会あるごとにマスコミに詳細に報道して貰う。
(職場訪問、ロータリー賞、青少年文庫の図書贈呈、その他の社会、国際、青少年奉仕の活動等)

内部広報

1. 理事会の協議事項や各種委員会の活動状況を週報に掲載する。

2. 会員の動静について紹介記事を週報に載せ、親睦と理解を深める事にしたい。

予 算

100,000円

ロータリー情報委員会

委員長 安田 正治

委員 (副)前田 隆造・池田 広・上原 満

基本方針

1. 会員候補者にロータリークラブ会員としての特典及び責務に関する情報を提供する。
2. 会員、特に新入会員に対して適当な機会を設けロータリーの歴史、綱領、活動に関する情報を提供する。
3. 国際ロータリーの管理運営の動向についての情報を提供する。

本年度の計画

1. 新入会員の入会時の個別指導を行う。
2. 「学習会」充実のために特に新入会員の出席を義務としてロータリー学習会への出席を奨励する。
3. 新入会員との同化を計るため、年2回新会員との座談会を計画する。
4. 例会、各種会合及会報雑誌への情報の提供。

予 算

80,000円

S . A . A

S・A・A 佐伯 寿郎

副S・A・A 谷口 良康・江夏 洋

基本方針

品位を保ち、秩序正しく、節度あるロータリークラブの例会を維持できるよう配慮したい。

本年度の計画

1. 会長・幹事及びプログラム委員会・親睦委員会と事前に連絡をとり、例会に臨む。
2. 例会の席の配置に留意し、毎例会が常に新鮮で楽しくある様つとめる。
3. 遅刻・早退及び卓話中の私語をなくする様努力します。

予 算

5,000円

ローターアクト委員会

委員長 原口 哲夫

委員 (副)土橋 滋・中尾 正昭・下脇 二則・柴山 一清

基本方針

1. 地域に密着した社会奉仕を推進する。
2. 会員相互の親睦を深め出席を励行する。
3. ローターアクトの自主性を尊重し適切なる指導・援助を行なう。(昨年と同様)

本年度の計画

1. 卓話の積極的展開とそれに対するロータリアンの協力援助。
2. 国際社会奉仕への可能な範囲での協力。
3. ローターアクト会員の増大を図るための具体的対策の検討。
4. 創立10周年との事で前年に引き続き継承していく。

予 算

青少年奉仕委員会に含む。

インターアクト委員会

委員長 中川 宏

委員 (副)松本 敏春

光吉 正昭・大迫 守弘・井手泰次郎

基本方針

1. IAC会員の増強。

- 鹿兒島高校，鶴丸高校，両校のIACメンバーとの交流の場を設ける。

本年度の計画

- インターアクトの年次大会のバックアップ。
- 韓国訪問研修旅行。
- 会員増強のための勧誘とPRの推進。
- IAC会員代表，指導教官との懇談会。
- 両校の連絡を更に密にし，両校のIACメンバーとの交流の場を設けたい。

予 算

青少年奉仕委員会に含む。

会 計

会 計 高 井 敏 彦

基本方針

- すべての資金を管理，保管し年1回，あるいは理事会の要求があったときにその説明をします。
- 会計の職務内容を明確にします。
- 本クラブの会計事務については，年1回公認会計士の全面的な監査をうけます。

(以下ページを参照) → パスワード → 〇

西ロータリークラブの推移

昭和	西 暦	ガ バ ナ ー		会 長
38~39	1963~64	嘉 村 平 八	初代	桜 美 四 郎
39~40	1964~65	町 田 秀 実	2代	土 橋 英 夫
40~41	1965~66	島 津 久 厚	3代	塘 一 郎
41~42	1966~67	吉 村 常 助	4代	米 倉 秀 雄
42~43	1967~68	向 笠 広 次	5代	島 津 忠 丸
43~44	1968~69	大 津 篤 造	6代	鮫 島 志 芽 太
44~45	1969~70	日 高 安 壮	7代	佐 伯 延 次 郎
45~46	1970~71	八 田 秋	8代	久 保 田 彦 穂
46~47	1971~72	小 田 一 昭	9代	岩 元 正 二
47~48	1972~73	東 博 仁	10代	牧 田 健 二
48~49	1973~74	杉 原 頼 三	11代	川 村 洋
49~50	1974~75	竹 野 融	12代	新 福 栄 熊
50~51	1975~76	後 藤 基 彰	13代	福 田 敏 之
51~52	1976~77	塘 一 郎	14代	岡 元 健 一 郎
52~53	1977~78	西 田 武 雄	15代	河 井 時 義
53~54	1978~79	吉 村 武 文	16代	藤 安 辰 造
54~55	1979~80	井 上 和 人	17代	川 上 鐵 太 郎
55~56	1980~81	福 島 親 比 古	18代	浜 田 馨
56~57	1981~82	大 久 保 一 郎	19代	中 村 俊 雄
57~58	1982~83	杉 村 進	20代	久 保 政 次
58~59	1983~84	丸 田 美 徳	21代	高 井 敏 治
59~60	1984~85	田 中 千 尋	22代	池 田 広
60~61	1985~86	外 山 三 郎	23代	福 田 正 臣
61~62	1986~87	岩 澤 光 男	24代	中 村 善 治

○ チャーターメンバー（アルファベット順）

安 楽 慶 一 郎	福 井 浩	船 木 潔	堀 俊 一
犬 伏 康 夫	岩 元 健 吉	岩 元 正 二	河 井 時 義
川 村 洋	小 山 幸 義	倉 園 清 市	黒 木 長 太 郎
牧 田 健 二	松 元 明 人	大 小 田 友 一	大 山 実
西 郷 隆 永	桜 美 四 郎	柴 山 一 雄	島 津 忠 丸
田 原 誠 助	塘 一 郎	土 橋 英 夫	米 倉 秀 雄
			計 24名

(歴代会長並びに幹事)

幹 事	会 員 数	平均年令	平均出席率	その他区順位
川 村 洋	35名	50.0才	99.18%	9
高 徳 三 蔵	44	49.0	99.11	9
河 井 時 義	48	51.40	99.09	8
藤 安 辰 造	46	52.70	98.81	
安 楽 慶 一 郎	55	53.30	99.79	9
柴 山 一 雄	58	53.00	99.92	4
高 井 敏 治	61	52.80	99.92	6
久 保 政 次	65	52.60	98.83	9
田 平 札 章	73	53.19	99.01	5
浜 田 馨	79	52.09	98.14	10
外 西 寿 彦	75	54.30	98.73	9
小 山 幸 義	79	53.80	97.91	9
池 田 広	85	54.60	97.63	10
中 村 善 治	86	55.70	95.49	
小 園 正 人	90	57.10	96.52	
三 角 桂 次 郎	87	56.45	96.59	
川 田 恵 一	88	57.25	96.92	
光 吉 正 昭	87	57.47	97.07	
徳 沢 紀 生	86	57.58	96.22	
水 洩 清 治	89	57.02	93.96	
木 治 屋 克 己	85	57.18	93.75	
柿 市 高 重	81	58.27	92.05	
山 下 皓 三	86	58.23	93.31	
中 尾 洋	85	57.63		

○ ポールハリス・フェロー

故(塘 一 郎) 池 田 広 柿 市 高 重 藤 安 辰 造
池 口 恵 観 故(柴 山 一 雄) (牧 田 健 二) 河 井 時 義
川 村 洋 土 橋 滋 以上 10名

○ ポールハリス準フェロー

(桜 美 四 郎) 故(岩 元 健 吉) (岩 元 正 二) 海老原 利 則
外 西 寿 彦 故(岡 山 栄) 中 村 善 治 (池 田 穰)
(永 井 利 承) 川 上 鐵 太 郎 浜 田 馨 徳 沢 紀 生
以上 12名

1985～86年度 収支決算書

鹿児島西ロータリークラブ (単位:円)

	一般会計	ニコニコ箱寄付積立金	西R・C奨学金	西R・C友愛文庫
歳入決算額	19,047,415	3,228,654	5,885,833	269,778
歳出決算額	18,304,300	2,290,000	969,600	99,700
差し引き余剰金	743,115	938,654	4,916,233	170,078

費 目	60年度予算額	60年度決算額	差 異	備 考	
(収入の部)					
前年度繰越金	1,839,285	1,839,285	0	上期 @80,000×86人 下期 @80,000×85人 @67,000×1人 @53,000×1人 @39,000×4人	
年会費	14,080,000	13,956,000	124,000		
雑誌代(ロータリーの友)	211,000	209,400	1,600		
入会金	350,000	350,000	0	@35,000×10人	
R財団寄付金(入会時)	24,900	19,920	4,980	@2,490×2人 @1,900×1人 @2,020×2人 @1,800×5人	
ビジター会食費	1,020,000	948,600	71,400	@1,700×558人	
家族会会費	430,000	430,000	0	@5,000×86人	
ニコニコ寄付金より繰入れ	1,200,000	1,200,000	0		
雑収入	250,000	94,210	155,790	預金利息 外	
収入合計	19,405,185	19,047,415	357,770		
(支出の部)					
事務局関係	人件費	2,000,000	1,834,340	165,660	給料並びに手当
	退職給与準備金	71,000	71,000	0	定期預金へ
	通信費	400,000	405,435	△ 5,435	切手、ハガキ、電話料、送金手数料
	事務用品費	100,000	98,560	1,440	封筒、半紙、コピートナー代 外
	印刷費	300,000	298,000	2,000	アッセンブリー、領収証 外
	厚生福利費	200,000	291,276	△ 91,276	保険料、定期券代 外
	交通費	60,000	53,020	6,980	諸タクシー代
	図書費	20,000	13,400	6,600	本購入代
	借室料	144,000	144,000	0	@12,000×12か月
計	3,295,000	3,209,031	85,969		

(注) △は予算超過額を示す。

費 目		60年度予算額	60年度決算額	差 異	備 考
委 員 会	出 席	165,000	156,760	8,240	委員会費, 出席表彰記念品代
	S・A・A	19,000	12,500	6,500	たすき, 委員会費
	会 員 選 考	17,000	2,890	14,110	委員会費 外
	会 員 増 強	20,000	1,200	18,800	〃
	職 業 分 類	19,000	0	19,000	
	親 睦 活 動	2,088,000	1,803,500	284,500	誕生, 結婚記念品代, 家族会費 外
	プ ロ グ ラ ム	115,000	84,580	30,420	ゲスト謝礼, お車代 外
	ロ ー タ リ ー 情 報	92,000	78,150	13,850	ロータリー手帳, ロータリー入門書外文献代
	広 報	118,000	116,790	1,210	写真, フィルム, 文化講演会用ポスター 外
	会 報 雑 誌	1,015,000	1,164,804	△ 149,804	ロータリーの友代, 週報印刷代
	職 業 奉 仕	65,000	53,060	11,940	職場訪問, 優良従業員表彰
	社 会 奉 仕	225,000	202,180	22,820	委員会費, 寄付, ロータリー賞, 文化講演会
	青 少 年 奉 仕	1,745,000	1,708,538	36,462	IA, RA, 諸会議経費
	国 際 奉 仕	112,000	60,000	52,000	交歓会費
ロ ー タ リ ー 財 団	29,000	2,350	26,650	換算手数料 外	
計		5,844,000	5,447,302	396,698	
R ・ I R 関 係	人 頭 分 担 金	435,750	405,489	30,261	上期@2,490×85人 下期@2,020×83人 新入会員@1245・1185×1人 @900×4人外
	財 団 寄 付 金	258,000	258,500	△ 500	百万ドル食事6回分@500× 87, 86, 85 85, 87, 87人
	〃 (入会時)	2,490	19,920	4,980	@2,490×2人 @1,900×1人 @2,020×2人 @1,800×5人
	米山記念奨学金	175,000	168,000	7,000	上期 @1,000×85人 下期 @1,000×83人
計		893,650	851,909	41,741	
地 区 関 係	地区大会分担金	301,000	297,500	3,500	@3,500×85人
	地区協議会	100,000	91,000	9,000	登録料, 懇親会費, 宿泊費
	地区資金	315,000	302,400	12,600	上期 @1,800×85人 下期 @1,800×83人
	地区青少年交換資金	131,250	126,000	5,250	上期 @750×85人 下期 @750×83人
	ガバナー事務所費	131,250	126,000	5,250	上期 @750×85人 下期 @750×83人
	ガバナー月信購読料	104,400	100,200	4,200	上期 @600×84人 下期 @600×83人
計		1,082,900	1,043,100	39,800	

費 目	60年度予算額	60年度決算額	差 異	備 考
拡大事業費	50,000	70,000	△ 20,000	ロータリー研究会、奥様方との集い
会議費	600,000	680,070	△ 80,070	学習会、理事会、委員長会 外
食費	6,000,000	6,063,487	△ 63,487	例会食事代
雑費	500,000	319,101	180,899	慶弔費 外
備品費	100,000	100,000	0	コピー機(半分)
特別基金	100,000	100,000	0	上期 50,000 下期 50,000
上級会合出席補助	500,000	420,300	79,700	地区大会登録料、バス代 外
計	7,850,000	7,752,958	97,042	
予備費	439,635	0	439,635	
支出合計	19,405,185	18,304,300	1,100,885	
差引残高	0	743,115		

費 目	60年度予算額	60年度決算額	差 異	備 考
<ニコニコ箱寄付積立金>				
(収 入)				
前年度繰越金	1,916,930	1,916,930	0	
寄付金収入	1,200,000	1,293,000	△ 93,000	
雑収入	20,000	18,724	1,276	預金利息
収入合計	3,136,930	3,228,654	△ 91,724	
(支 出)				
友愛文庫へ繰入	120,000	120,000	0	社会奉仕部門へ
奉仕活動関係へ繰入	1,200,000	1,200,000	0	
西R・C奨学金へ繰入	670,000	670,000	0	社会奉仕部門へ
県立図書館贈呈費	300,000	300,000	0	"
支出合計	2,290,000	2,290,000	0	
差引残高	846,930	938,654		

費 目	60年度予算額	60年度決算額	差 異	備 考
＜西ロータリークラブ奨学金＞				
(収 入)				
前年度繰越金	4,882,551	4,882,551	0	
雑 収 入	300,000	333,282	△ 33,282	預金利息
ニコニコ寄付積立金 より繰入	670,000	670,000	0	
収 入 合 計	5,852,551	5,885,833	△ 33,282	
(支 出)				
奨 学 金	960,000	960,000	0	@ 10,000×8人×12か月
通 信 費	9,600	9,600	0	@ 800×12か月(送金手数料)
支 出 合 計	969,600	969,600	0	
差 引 残 高	4,882,951	4,916,233		
＜西ロータリークラブ友愛文庫＞				
(収 入)				
前年度繰越金	133,069	133,069	0	
ニコニコ寄付積立金 より繰入	120,000	120,000	0	
雑 収 入	2,000	16,709	△ 14,709	預金利息, 会員寄付
収 入 合 計	255,069	269,778	△ 14,709	
(支 出)				
本 代	105,000	99,700	5,300	図書券@20,000×4枚, 図書19,700×1枚
支 出 合 計	105,000	99,700	5,300	
差 引 残 高	150,069	170,078		
＜退職給与準備金＞				
(収 入)				
前年度繰越金	195,938	195,938	0	
一般会計より繰入	71,000	71,000	0	
雑 収 入	2,500	7,514	△ 5,014	預金利息
収 入 合 計	269,438	274,452	△ 5,014	

費 目	60年度予算額	60年度決算額	差 異	備 考
＜特別基金＞				
（ 収 入 ）				
前年度繰越金	3,018,138	3,018,138	0	
基金特別負担金	50,000	50,000	0	@5,000×10人
一般会計より繰入	100,000	100,000	0	上期 50,000 下期 50,000
雑 収 入	110,000	129,241	△ 19,241	預金利息
収 入 合 計	3,278,138	3,297,979	△ 19,241	
＜特別積立金＞				
（ 収 入 ）				
前年度繰越金	2,345,188	2,345,188	0	
雑 収 入	87,000	89,961	△ 2,961	預金利息
収 入 合 計	2,432,188	2,435,149	△ 2,961	

昭和61年7月2日

会計監査を実施致しました。

公認会計士 中村一雄 ㊟

財 産 目 録

資 産 の 部

昭和61年6月30日現在

区 分	内 訳	金 額(円)	備 考
預 金	旭 相 互 銀 行 (普 通)	7 4 3,1 1 5	一般会計
”	鹿 児 島 銀 行 (“)	9 3 8,6 5 4	ニコニコ寄付積立金
”	旭 相 互 銀 行 (“)	3 4,0 9 3	西ロータリークラブ奨学金
国 債	日 の 出 証 券	4,8 8 2,1 4 0	”
預 金	旭 相 互 銀 行 (普 通)	1 7 0,0 7 8	友愛文庫
”	” (定 期)	2 7 4,4 5 2	退職給与準備金
”	” (“)	3,2 9 7,9 7 9	特別基金
”	” (“)	2,4 3 5,1 4 9	特別積立金
	計	1 2,7 7 5,6 6 0	
備 品	ピ ア ノ ・ コ ピ ー 機 外	2 3 6,2 6 4	定額法による未償却残額

1986 - 87年度収支予算書

鹿児島西ロータリークラブ

費 目	61年度予算額	備 考	
(収入の部)			
前年度繰越金	743,115		
年会費	14,160,000	上期@80,000×87人 下期@80,000×90人	
雑誌代 (ロータリーの友)	212,400	” @1,200×87人 ” @1,200×90人	
入会金	350,000	@35,000×10人	
R財団寄附金(入会時)	17,500	@1,750×10人	
ビジター会食費	1,080,000	@1,800×12人×50回(600人)	
家族会会費	435,000	@5,000×87人	
ニコニコ寄附金より繰入れ	1,000,000		
雑収入	100,000		
収入合計	18,098,015		
(支出の部)			
事務局関係	人件費	1,650,000	給料, 手当
	退職給与準備金	71,000	定期預金へ
	通信費	400,000	切手, ハガキ, 送金料
	事務用品費	150,000	用紙代 他
	印刷費	300,000	アッセンブリー 他
	厚生福利費	290,000	社会保険, 労働保険, 定期代
	交通費	50,000	
	図書費	20,000	
	借室料	144,000	@12,000×12ヶ月
計	3,075,000		

費 目		61年度予算額	備 考
委 員 会 関 係	出 席	150,000	出席表彰記念品
	S · A · A	5,000	
	会 員 選 考	15,000	
	親 睦	1,600,000	親月会, レクリエーション, 誕生祝, 結婚祝 外
	プ ロ グ ラ ム	100,000	ゲスト謝礼, 車代
	ロ ー タ リ ー 情 報	80,000	ロータリー手帳並びに文献代
	広 報	100,000	フィルム, プリント代
	会 報 雑 誌	1,050,000	週報印刷代, ロータリーの友代
	職 業 奉 仕	50,000	職場訪問経費, 記念品代
	社 会 奉 仕	150,000	ロータリー賞記念品代 外
係	青 少 年 奉 仕	1,600,000	RAC, IAC 助成金 外
	国 際 奉 仕	100,000	留学生交歓会 外
	ロ ー タ リ ー 財 団	5,000	
計		5,005,000	
R I 関 係	人 頭 分 担 金	306,250	上期@1,750×85人 下期@1,750×90人
	I R 財 団 寄 附 金	261,000	100万\$ 食事 @500×87人×6回
	〃 (入会時)	17,500	@1,750×10人
	米 山 記 念 奨 学 金	175,000	上期@1,000×85人 下期@1,000×90人
計		759,750	
地 区 関 係	地 区 大 会 分 担 金	595,000	@7,000×85人
	地 区 協 議 会	150,000	地区協議会, 会長・幹事研修会
	地 区 資 金	315,000	上期@1,800×85人 下期@1,800×90人
	地区青少年交換資金	131,250	〃 @ 750×85人 〃 @ 750×90人
	ガバナー事務所費	131,250	〃 @ 750×85人 〃 @ 750×90人
	青少年活動基金(ライラ)	68,000	@800×85人
	ガバナー月信購読料	140,000	上期@800×81人 下期@800×90人
計		1,530,500	

費 目		61年度予算額	備 考
その他	拡大事業費	50,000	
	会議費	350,000	理事会, 委員長会議 外
	会食費	6,400,000	@1,700×75×50回
	雑費	400,000	
	備品費	100,000	
計		7,300,000	
予備費		427,765	
支出合計		18,098,015	
差引残高		0	

特別会計

費 目	61年度予算額	備 考
<ニコニコ箱寄附金積立金>		
(収入)		
前年度繰越金	938,654	
寄附金収入	1,250,000	
雑収入	10,000	預金利息
収入合計	2,198,654	
(支出)		
友愛文庫へ繰入	0	
奉仕活動関係へ繰入	1,000,000	
西R・C奨学金へ繰入	650,000	社会奉仕部門へ
県立図書館贈呈費	100,000	"
支出合計	1,750,000	
差引残高	448,654	

費 目	61年度予算額		備 考
＜西ロータリークラブ奨学金＞			
(収 入)			
前 年 度 繰 越 金	4,916,233		
雑 収 入	300,000		預金利息
ニコニコ寄附積立金より繰入	650,000		
収 入 合 計	5,866,233		
(支 出)			
奨 学 金	960,000		@ 10,000×8人×12ヶ月
通 信 費	9,600		@ 800×12ヶ月(送金手数料)
支 出 合 計	969,600		
差 引 残 高	4,896,633		
＜西ロータリークラブ友愛文庫＞			
(収 入)			
前 年 度 繰 越 金	170,078		
ニコニコ寄附積立金より繰入	0		
雑 収 入	2,000		預金利息
収 入 合 計	172,078		
(支 出)			
本 代	105,000		
支 出 合 計	105,000		
差 引 残 高	67,078		

費 目	61年度予算額		備 考
<特別基金積立金>			<金庫裏でなく一りまーり西>
(収 入)			(入 入)
前 年 度 繰 越 金	5,733,128		金 庫 裏 裏 裏 裏 裏
基 金 特 別 負 担 金	50,000		入会時@5,000×10人
雑 収 入	190,000		預金利息 入会時上金立額積立金
収 入 合 計	5,973,128		積 合 入 入
			(出 支)
<退職給与準備金>			金 庫 中
(収 入)			費 用 給 付
前 年 度 繰 越 金	274,452		積 合 出 入
一 般 会 計 よ り 繰 入	71,000		高 額 積 立
雑 収 入	9,000		預金利息
収 入 合 計	354,452		<金庫裏でなく一りまーり西>
			(入 入)
			金 庫 裏 裏 裏 裏 裏
			入会時上金立額積立金
			入 入
			積 合 入 入
			(出 支)
			金 庫 中
			費 用 給 付
			積 合 出 入
			高 額 積 立

鹿児島西ロータリー・クラブ定款

第 1 条 名 称

本会の名称は、鹿児島西ロータリー・クラブとする。(国際ロータリー加盟会員)

第 2 条 区域 限 界

第 1 節 本クラブの区域限界は、次の通りとする。

鹿児島市中央部を貫通する甲突川上流の玉江橋から下流へ西田橋－高麗橋に至り西へ高麗町本通り－大学通り－中郡電停－更に電車路線に沿い鴨池公園南角に至り西へ谷山街道を経て宇宿町へ至る鹿児島市西方区域。

第 3 条 綱 領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹育成することにある。

第 1 奉仕の機会として知り合いを拡めること。

第 2 実業及び専門職業の道徳的水準を高めること。あらゆる有用な職業は尊重されるべきであるという認識を深めること。そしてロータリアン各自が、職業を通じて社会に奉仕するために、その職業を品位あらしめること。

第 3 ロータリアンすべてが、その個人生活、職業生活及び社会生活に常に奉仕の理想を適用すること。

第 4 奉仕の理想に結ばれた実業人と専門職業人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

第 4 条 会 合

第 1 節 本クラブは、毎週 1 回、細則に定められた日及び時間に、定期的会合を開かなければならない。但し、非常の場合又は正当な理由ある場合は、本クラブ理事会は、例会を、前回の例会の翌日から次の例会の前日までの間のいずれかの日又は定例日の他の時間又は他の場所に変更することができる。また、例会日が法定休日になる場合、又は本クラブ会長が死亡した場合、又は地域社会に亘って流行病もしくは災害が発生した場合は、例会を取消することができる。

第 2 節 本クラブの役員を選挙するための年次総会は、本クラブ細則の定める所に従い、毎年 1 2 月 3 1 日もしくはそれ以前に開催されなければならない。

第 5 条

会員身分及び職業分類

第1節 会員身分。ロータリー・クラブの会員身分は国際ロータリー定款第4条第3節及び国際ロータリー細則第3条(末尾の「追録」参照)に定めるところによるものとする。

第2節 職業分類。(a) 本クラブの各正会員は、その職業に従って分類されるものとする。

(b) 各正会員の職業分類は本人の所属する商社、会社又は団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものでなければならない。また、もし本人が独自に実業又は専門職業にたずさわっている場合ならば、その職業分類は、本人の主たるかつ一般世間がそのように認めている職業活動を示すものでなければならない。

(c) **修正。**理事会は、もし事情がこれを必要とする場合は、その裁量によって、在籍中の会員の職業分類を是正又は修正することができる。かかる是正又は修正の提案については当該会員に対して然るべき予告を与えなければならない。そしてその会員には、これに対して聴聞の機会が与えられなければならない。

第3節 制限。正会員は、各職業分類から1名ずつとする。但し、国際ロータリー細則第3条の規定により1名以上の正会員が認められている3種の職業分類、即ち、宗教、報道機関及び外交官の職業分類ならびにアディショナル正会員については、この限りではない。

第 6 条

理事及び役員

第1節 本クラブの管理主体は、本クラブの細則の定めるところによって構成される理事会とする。

第2節 別段の規定によってここに特に定められた場合を除き、あらゆるクラブの事項に関する理事会の決定は最終であって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。理事会は全役員及び全委員会に対して総括的支配力を持つものとし、正当の理由ある場合は、そのいずれをも罷免することができる。理事会はあらゆる役員及びあらゆる委員会の決定に対する提訴の裁定者となるものとする。理事会のいかなる決定についても、クラブに対して提訴することができる。このような提訴の場合、提訴の対象となった決定は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の3分の2の投票によってのみ覆すことができるものとする。そして当該例会の少なくとも5日前に、当該提訴の予告が、幹事により、本クラブの全会員に対して与えられなければならない。

第3節 本クラブの役員は、会長、会長エレクト、1名又は数名の副会長、幹事、会計、及び会場監督とする。このうち、会長、会長エレクト及び副会長は、全員理事会のメンバーとする。また、幹事、会計及び会場監督は、本クラブ細則の定むるところに従って、その全員又は一部が理事会のメンバーであってもよいし、そうでなくてもよい。

第4節 各役員は、本クラブ細則の定むるところに従って選挙されるものとする。会長に関して別段に規定ある場合を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中又は後任者が選挙され且つ適格となるまで在任するものとする。

会長は、本クラブの細則の定めるところに従って、会長に就任する日の直前1年以上2年以内の期間

内に、選挙するものとする。会長に選ばれた者は、理事会のメンバーとなり、会長に就任する年度直前の年度の会長エレクトの役をつとめるものとする。会長に、会長エレクトの年度の地区協議会に出席する（正当な理由により出席できない場合は、正式の代理を派遣する）ことを前提として、選挙により会長をつとめることとなったロータリー年度の7月1日に就任し、会長として選挙された年度中、又は後任者が選挙されて就任するまで、その職務に当るものとする。

各役員及び各理事は、いずれも、本クラブの無瑕疵の正会員（アディショナル正会員を含む）、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員のいずれかでなければならない。

第 7 条 入会金及び会費

第1節 本クラブの正会員・シニア・アクティブ会員、及びパスト・サービス会員は、すべて入会金及び年会費として、本クラブ細則の定める金額を納入しなければならない。但し、本クラブの正会員からシニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員になる者は、2度目の入会金の納入を要しないものとする。

第 8 条 会員身分の存続

第1節 期間。会員身分は、次に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第2節 終結する場合。(a) 正会員が本クラブにおいて分類されている職業分類の職業に自ら現実に従事することをやめ、又は本クラブの区域限界内に事業場も住居も持たなくなるか、又はその属していた事業関係を離脱するか、いずれかの場合には、正会員身分は自動的に終結する。但し次の場合はこの限りではない。即ち、(1)正会員が本クラブの区域限界外に移転する場合、本クラブ理事会の承認があれば、その移転して行く先の市町村にあるロータリー・クラブを訪問して知り合いになって貰うために1カ年を超えない期間を限って、特別賜暇を与えて貰うことができる。但しこの場合本人は引き続き同じ職業分類の職業に現実に従事しており、かつ、引続き出席その他すべてのロータリー会員たる条件を充たしていることが前提である；また(2)本人自身の責に帰すべからざる事由によって、その職業分類を失うこととなった正会員は、その職業分類を引続き保持することができ、そして、その職業分類又は新しい職業分類の職業に改めて就くために必要な期間として、1カ年を限り特別賜暇が与えられるものとする。但し、出席義務その他すべてのロータリー会員としての資格条件を引続き充たしていなければならない。その会員身分終結は許された賜暇期間終了後初めて発効するものとする。

本クラブの正会員は、クラブの区域限界内にその事業場も住居も持たなくなった場合でも、本人の新しい事業場又は住居がクラブの存在する市の行政区域内又は隣接クラブの区域限界内にあれば、その会員身分を保持することができる。

(b) (1)国際ロータリー細則第3条第3節(a)項の規定によって選ばれたアディショナル正会員の会員身分は、本人を推薦した正会員の会員身分終結の時又は同正会員が本クラブのシニア・アクティブ会員になった場合、自動的に終結する。もしかかるアディショナル正会員が直ちに本クラブの正会員に選ばれた場合は、2度目の入会金を納入することを要しない。

(2) 国際ロータリー細則第3条第3節b項によって選ばれたアドイショナル正会員は、その職業分類が空席となった時に会員でなくなる。但し、その職業分類が再び充填された時は再度選ばれることができる。(しかし、この規定はその職業分類の保持者が国際ロータリー細則第3条第3節a項によってアドイショナル正会員を推薦する権利を侵すものではない。)

(c) パスト・サービス会員の会員身分は、パスト・サービス会員が再び現実に職業活動に復帰した場合又は本クラブの区域限界内若しくはその周辺の地域に居住しなくなった場合又は国際ロータリー細則第3条第4節a項の規定によりシニア・アクティブ会員となった場合は、自動的に終結する。これらのうち第2の場合の規定は、本クラブの正会員からパスト・サービス会員になった者には適用されない。このような会員は、本人が正会員でなくなった当時居住していた地域に引き続き居住することができる。

(d) 名誉会員の会員身分は、本人が選挙された日の直後の6月30日を以て自動的に終結する。しかしながら、理事会はその裁量により、決議を以て、毎年このような名誉会員身分を次年度に継続することができる。このような名誉会員身分は、たとえ選ばれた本人が本クラブの区域限界内に居住しなくなった後も継続するよう理事会が決定することができる。

第3節 再入会。 正会員の会員身分が前掲第2節の規定によって終結した場合、本人は同じ職業分類又は別の職業分類の下に、新たに入会申込みをすることができる。国際ロータリー細則第3条第3節a項の規定によって選ばれたアドイショナル正会員のこのような申込みは、他のいかなる申込みにも先立って、申込みを示された職業分類の下に選考されなければならない。もし本人が会員に選ばれた場合、2度目の入会金を納めることを要しない。

第4節 終結一会費未払。 所定の期限後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、そのわかっている最新の宛先に、幹事が、書面を以て催告しなければならない。催告の日付後10日以内に会費が納入されなければ、当該会員の会員身分は自動的に終結する。

このような元会員は、その嘆願がありかつクラブに対する本人のすべての負債が完済されれば、理事会の裁量を以て、会員身分に復帰させることができる。但し、本人の以前の職業分類が既に充填されている場合は、如何なる元会員も正会員に復帰させることはできない。

第5節 終結一欠席。 (a) 連続4回本クラブの例会に欠席した正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員の会員身分は、本条の規定による場合を除き、以下本項に定めるところによって、その欠席を補填(メイクアップ)するか又は理事会が正当かつ十分な理由ありと認めて出席を免除しない限り、すべて自動的に終結する。

本クラブの例会に欠席した会員は誰でも、欠席した日の直前の本クラブ例会の定例の時から欠席した日の直後の本クラブ例会の定例の時までの間に他のどこかのロータリー・クラブ又は仮ロータリー・クラブの例会に出席することによってその欠席を補填して、本クラブにおける出席として完全に認められることができる。但し、このような出席の通知が訪問先クラブの幹事によって本クラブに送られなければならないが、当該会員が自らこれを報告しても差支えない。但し、いずれの会員も、その会員の各半期間における例会出席のうち少なくともその30パーセントは、本人の所属クラブにおいて行なうことを要するものとする。但し、その会員が、書面をもってクラブの理事会に申請し、理事会が正当な理由があるものと認めて免除した場合はこの限りでない。

本クラブの例会を欠席した本クラブの正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員がロ

ロータリー・クラブもしくは仮ロータリー・クラブ又はインター・クラブもしくは仮インター・クラブの例会に出席した場合において、前記の出席が本クラブの指示に基づくもので、かつまた欠席した日の直前の本クラブ例会の定例の時から欠席した日の直後の本クラブ例会の定例の時までの間に行なわれたものであったときは、欠席した本クラブ例会に出席したものとして完全に認められることができる。但しそのような事情について、当該会員は本クラブに通告しなければならない。

本クラブの正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員が、他クラブの例会に出席の目的を以てそのクラブの例会定刻に定例会場に赴いた時、当該クラブがその週の例会を休会とし、繰り延べ、若しくはその時間又は場所を変更していた場合には、当該会員は、仮に当該例会が定例の日時及び場所で開かれたとしたら当然与えられたであろうその週の本クラブ例会欠席補填の効力を与えられるものとする。但し、そのような事情の説明が訪問先のクラブ幹事から本クラブに送られなければならないが、当該会員が自らこれを報告しても差支えない。

本クラブの正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員で、国際ロータリーの役員又は国際ロータリーの委員会委員又は地区ガバナーの特別代表又は国際ロータリーの従業員として奉仕している者が、ロータリーの用務のため本クラブの例会に欠席した場合は、当該用務に従事している間に出席できなかった例会に出席したと同様の効力が認められる。但しそのような事情については、当該会員は本クラブに通告しなければならない。

国際ロータリー国際大会、規定審議会、国際協議会、国際ロータリー・元並びに現役員のためのロータリー・インスティテュート、国際ロータリー理事会を代行する国際ロータリー会長の承認を得て召集された国際ロータリー元、現並びに次期役員のためのロータリー・インスティテュート、ロータリー地域大会、国際ロータリー委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区協議会、国際ロータリー理事会の指示のもとで開催された地区会合、地区ガバナーの指示のもとで開催された地区委員会、又は正式に公表されたロータリー・クラブの都市連合会に出席のため、適切な直行日程を以てする往復の途次、本クラブの例会に出席した本クラブの正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員は、当該例会に出席したと同様の効力が認められる。但しそのような事情について、当該会員は、本クラブに通告しなければならない。

本クラブの例会に欠席した正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員で欠席した日の直前の本クラブ例会の定例の時から欠席した日の直後の本クラブ例会の定例の時までの間に国際ロータリー国際大会、規定審議会、国際協議会、国際ロータリー元並びに現役員のためのロータリー・インスティテュート・国際ロータリー理事会を代行する国際ロータリー会長の承認を得て召集された国際ロータリー元、現並びに次期役員のためのロータリー・インスティテュート、ロータリー地域大会、国際ロータリー委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区協議会、国際ロータリー理事会の指示のもとで開催された地区会合、地区ガバナーの指示のもとで開催された地区委員会、又は正式に公表されたロータリー・クラブの都市連合会に出席した者には、本クラブの当該例会に出席したと同様の効力が認められる。但し、そのような出席を当該会員は、本クラブに通告しなければならない。

会員が、地区の提唱する奉仕事業に直接かつ現実に従事するため、その所属するクラブの例会に欠席した場合において、その事業が僻遠の地で行なわれていて、欠席を補填する機会が全く得られないときは、その会員は、前記の例会に出席したものとみなされるものとする。

(b) このあとに規定されているところを除き、クラブ年度前半の6カ月間又は後半の6カ月間における出席率が60パーセントに達しない正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員の会員身分は、正当かつ十分な理由によって理事会が許さない限り、自動的に終結する。

(c) 長期にわたる健康不良又は傷害のために本節の規定に従うことが現実に不可能な会員は、その状態の続く限り、理事会に申請して、出席に関する諸条件を充たすことを免除されることことができる。そして本人の欠席は本クラブの出席記録に算入されない。

(d) 一つ又はいくつかのロータリー・クラブで通算20年以上会員であって65歳に達したシニア・アクティブ会員、及び一つ又はいくつかのロータリー・クラブで通算15年以上会員であって70歳に達したシニア・アクティブ会員は、出席規定の適用を免除されたい希望を、書面を以て、幹事に通告することができる。理事会が承認すれば、その会員の欠席は本クラブの出席記録に算入されないが、出席はもし本人が希望すれば算入してもよい。

第6節 他の原因による終結。(a) いずれの会員も、会員としての資格条件に欠けるようになった場合は、特にその目的のために召集された理事会の会合において、理事会全員の3分の2を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結せしめることができる。

(b) 会員は誰でも資格条件が、理事会が十分と認める理由があれば、特にその目的のために召集された理事会の会合において、理事会全員の3分の2を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結せしめることができる。

(c) 前項(a)又は(b)のいずれの場合も、当該会員は、かかる懸案案件について、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられて、理事会に対して書面による答弁を提出する機会を与えられなければならない。また、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利を持つものとする。かかる予告の通達は、対人配達便又は書留郵便によって、わかっている最新の宛先に送付されなければならない。

(d) 会員身分を終結させる決定が行なわれた場合、幹事は、理事会決定後7日以内に、その理事会の決定を、書面を以て、当該会員に通告しなければならない。当該会員はかかる通告の日付後14日以内に、幹事に対する書面を以て、本クラブに提訴するか、若しくは本定款第12条に定める仲裁に訴えるか、いずれかの意思のあることを通告することができる。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行なわれるべき本クラブの例会において、当該提訴の聴聞を行なうために、理事会はその日取りを決定しなければならない。このようなクラブ例会及びその例会で行なう特別案件について、少なくとも5日間の予告が、書面を以て、本クラブの全会員宛に与えられなければならない。そしてこのような提訴が審議される例会には、本クラブ会員のみが出席を許される。

(e) 本節の規定によって理事会が正会員の会員身分を終結せしめた場合、もし提訴があれば、これに対する聴聞の期限が切れて本クラブの決定又は仲裁者の決定が発表されるまでは、本クラブは、当該会員の持っていた職業分類の下に新しい会員を選挙してはならない。

(f) もしクラブに対する提訴も行なわれず、仲裁も要求されなかった場合は、理事会の決定は最終決定となる。もし提訴が行なわれた場合は、本クラブの決定が最終決定となる。

第7節 退会。いかなる会員も、本クラブからの退会申出では、書面を以て行ない、(会長又は幹事宛)理事会によって受理されなければならない。但し、当該会員の本クラブに対するすべての負債が完済されていることを前提とする。

第8節 資産関与権—その放棄。いかなる理由によるにせよ、本クラブの会員身分を終結した者は、すべて、本クラブに属するいかなる資金その他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

第 9 条

地域社会・国家及び国際問題

第1節 地域社会、国家及び世界の一般福祉は、本クラブの会員にとって関心事である。そしてこのような福祉にかかわる公共問題の功罪は、会員各自が自己の意見をまとめる上の啓蒙手段として、クラブ会合における公正かつ理知的的研究及び討議の対象として適切な課題というべきである。しかしながら、本クラブは、如何なる係争中の公共問題についても意見を表明してはならない。

第2節 本クラブは、公職に対する如何なる候補者も支持又は推薦してはならない。また本クラブは如何なるクラブ会合においても、かかる候補者の長所又は短所を討議してはならない。

第3節 (a) 本クラブは、政治的性質を持った世界問題又は国際政策に関して、決議乃至見解を、採択したり配付したりしてはならない。またこれに関して団体行動を起こしてはならない。

(b) 本クラブは、政治的性質を持った特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対し嘆願してはならない。また書状、演説、提案を配付してはならない。

第 10 条

ロータリーの雑誌

第1節 本クラブが国際ロータリー理事会によって、国際ロータリー細則と合致する本条規定の適用を免除されていない場合、本クラブの正会員、シニア・アクティブ又はパスト・サービス会員となることを受諾することにより、その会員は、自発的に、国際ロータリーの機関雑誌又は国際ロータリー理事会から本クラブに対して指定されている地域的なロータリー雑誌の購読者となる。購読の期間は、6カ月を1期として取扱い、本人が本クラブの会員となっている限り継続し、1期中途で会員でなくなった場合にはその期の末日をもって終わるものとする。

第2節 購読料は、半年ごとに、クラブが、その前払金を各会員から徴収し、国際ロータリーの事務局又は国際ロータリー理事会の指定によって購読することとなった地域的出版物の発行所に送金しなければならない。

第 11 条

綱領の受諾と定款・細則の遵守

会員は、入会金と会費を支払うことによって、綱領の中に示されたロータリーの原則を受諾し、本クラブの定款・細則に従い、その規定を遵守し、これに拘束されることを受諾するものとする。そしてこれらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。いかなる会員も、定款・細則の印刷物を受取らなかったことを理由として、定款・細則の遵守を免れることはできない。

第 12 条

仲 裁

会員身分の問題その他定款・細則の違反に関連して、若しくは会員のクラブからの追放に関連して、若しくはその他何事によらず、これらの場合のために規定されている手続きによっては満足に解決できない論争が、会員又は元会員と本クラブ又は本クラブの役員又は理事会との間に起こった場合は、その係争問題は、仲裁によって解決されるべきものとする。

両当事者はそれぞれ1名の仲裁人を指定し、両仲裁人は1名の裁定人を指定しなければならない。裁定人又は仲裁人にはロータリー・クラブの会員のみが指定されることができる。仲裁人によって到達された決定もしくは両仲裁人が一致点に達し得なかった場合の裁定人による決定が、最終であって、当事者すべてを拘束するものとする。

第 13 条

細 則

第1節 本クラブは、国際ロータリーの定款・細則（及び地域管理が認められている場合には地域管理の手続規則）及び本定款と矛盾しない細則を採用しなければならない。細則は、本クラブの管理のために、更に追加規定を設けるものとする。同細則は、細則中に定めるところに縦って時々改正することができる。

第 14 条

改 正

第1節 時。本定款は、国際ロータリー細則第6条第2節に定める非常事態の場合及び本条第4節に定める場合を除き、規定審議会の決定によってのみ改正することができる。但し、本定款の改正を目的とする制定案の採択に関する審議会の決定に対し、クラブからこれに反対する意思を表示した十分の数の投票が事務総長に提出され、よって国際ロータリー細則第9条第10節(g)項に規定する国際大会の決定を必要とするに至った場合は、本定款は、規定審議会の開かれた翌年の国際大会において、前記正案が国際大会に付議された時における出席選挙人の投票の過半数をもって改正することができる。

第2節 提案者。本定款の改正は、本条第4節に定める場合を除き、クラブ、地区大会、R、I、B、I、の審議会若しくは大会、規定審議会又は国際ロータリー理事会のみが提案することができる。

第3節 手続。本定款を改正しようとする提案は、すべて規定審議会の開かれるロータリー年度の8月1日以前に、国際ロータリー事務総長の許に提出されなければならない。

国際ロータリーの事務総長は、その写しを、規定審議会並びに国際大会が開かれるロータリー年度の11月1日までに、各クラブの幹事宛に郵送しなければならない。

国際ロータリーの事務総長は、適法に提案された改正案を全部直接審議会に回付しなければならない。審議会は、かかる適法に提案された改正案、その修正案が提出されていればそれをも、一つ一つ審議して、これに対する採否の決定を行わなければならない。

第4節 本定款の第1条（名称）及び第2条（区域限界）は、定足数を満たした数の会員が出席した本ク

クラブの例会においていつでも、投票する出席会員の過半数の賛成投票によって、改正することができる。但し、当該改正案の通告が、これを議する例会の少なくとも10日前に、各会員に郵送されなければならない。そして更に、かかる改正は、国際ロータリー理事会に提出してその承認を求めなければならない。その承認があって初めてその改正は効力を発するものとする。

註：下線は改正された条項、文言を示す。

追 録

「国際ロータリー定款」及び「国際ロータリー細則」抜粋

1980年規定審議会は「標準ロータリー・クラブ定款」を一部修正し、ロータリークラブ会員の資格条件に関する規定を削除した。その理由は、「国際ロータリー定款」及び「国際ロータリー細則」に規定されているところと重複するということであった。しかし、削除された部分は「標準ロータリー・クラブ定款」にも取り入れるべき規定なので、以下に「国際ロータリー定款」及び「国際ロータリー細則」の中の該当箇所の抜粋掲げる；

国際ロータリー定款

第 4 条

会 員

第3節 クラブの構成。(a)ロータリー・クラブは以下本項に定める資格条件を備える男子によって構成されるものとし、いかなるクラブもその正会員の資格条件が次に示す所に該当していなければ、国際ロータリーの会員たる資格は認められない。

善良な成人男子であって、職業上良い世評を受けている者、そして

(1) 有益な一般に認められた実業又は専門職業の持主、共同経営者（パートナー）、法人役員又は支配人であるか；

又は

(2) 有益な一般に認められた実業又は専門職業において、裁量の権限ある管理職の重要な地位にあるか；

又は

(3) 有益な一般に認められた実業又は専門職業の地方代理店又は支店を管理権を以て担当する地方代理人又は支店代理人又は支店代理者を勤めていること；

そして

以上いずれの場合も、本人がクラブにおいて分類される職業に、自ら親しくかつ現実にたずさわってお

り、そしてその事業場又はその住居がクラブの区域限界内にあることを要する。

クラブの正会員は、そのクラブの区域限界内に事業場も住居も持たなくなった場合でも、その新しい事業場又は住居がクラブの存在する市の行政区域内又は隣接クラブの限界にあれば、その正会員身分を保持することができる。

(b) 報道機関、宗教及び外交官の職業分類を除き、そして、細則に定められているアディショナル正会員の規定を除き、各職業分類毎に1名より多くの正会員があってはならない。

(c) 国際ロータリー細則は、ロータリークラブの中に正会員の外にシニア・アクティブ会員・パスト・サービス会員及び名誉会員と呼ばれる会員種類を置く規定を設けることができる。そして国際ロータリー細則は、その各々に対する資格条件を定めるものとする。

国際ロータリー細則

第 3 条

クラブの会員身分

第1節 種類。ロータリー・クラブの会員の種類は次の4種類。すなわち、正会員、シニア・アクティブ会員、パスト・サービス会員及び名誉会員とする。

第2節 正会員。国際ロータリー定款第4条第3節に定められた資格条件を有する者は、ロータリー・クラブの正会員に選ばれることができる。

第3節 アディショナル正会員。(a)クラブの正会員は、いずれも、自分と同じ職業分類の実業又は専門職業に現実に従事している者をもう一人正会員に推薦することができ、クラブはこれを正会員に選ぶことができる。この場合、その正会員の職業分類は推薦者の職業分類と同一とする。このアディショナル正会員の資格条件は、国際ロータリー定款第4条第3節に正会員について定められているものと同一とする。このアディショナル正会員は、本節本項に基づくアディショナル正会員を推薦することができないこと、および、推薦者の正会員身分が終結したとき又はその推薦者がシニア・アクティブ会員になった場合にそのアディショナル正会員身分が自動的に終結することの2点を除いては、すべて正会員に同じとする。

(b) クラブは、その職業分類の保持者の承諾を条件として、かつていずれかのロータリー・クラブの正会員であった者で、その現実にたずさわっている事業の場所又はその住居がクラブの区域限界内にあり、かつ会員となるべきその他の資格条件が備わっている者を、アディショナル正会員に選ぶことができる。

但し；

- (1) いかなる場合でも、一つの職業分類について本節、本項の下に選ばれるアディショナル正会員の数は1名を超えないものとする；
- (2) 本節、本項の下に会員に選ばれるためには、かつて属していたクラブを退会した理由が、本人がそのクラブの区域限界内でそのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということではなければならない；
- (3) 本節、本項の下に選ばれたアディショナル正会員は、その職業分類が空席になったときには会員身

分を失う。但し、その職業分類が再び充填されたときは、再度選ばれることができる。（この但し書規定は、その職業分類の保持者が本節a項に基づいてアディショナル正会員を推薦する権利を害するものではない。）

第4節 シニア・アクティブ会員。(a)クラブの正会員又はパスト・サービス会員で、その一つ又はいくつかのクラブにおける正会員およびパスト・サービス会員としての経歴が次の各号に定める要件のいずれかに合致している者は、自動的にかつ直ちにシニア・アクティブ会員となるものとする。

- (1) 一つ又はいくつかのクラブで通算15年以上会員であった者。
- (2) 現在60歳以上で、一つ又はいくつかのクラブで通算10年以上であった者。
- (3) 現在65歳以上で、一つ又はいくつかのクラブで通算5年以上会員であった者。
- (4) 現在国際ロータリーの役員であるか、又はかつてその役員であった者。

(b) クラブは、任意に、かつてどこかのクラブの会員であった者で、会員でなくなった時点においてシニア・アクティブ会員であった者又はシニア・アクティブ会員になりうる条件を備えていた者を、そのクラブのシニア・アクティブ会員に選ぶことができる。但し、その元会員の住居又はその現実にたずさわっている事業の場所が、そのクラブの区域限界内又はその周辺の地域内にあることを要する。

(c) シニア・アクティブ会員は、次に掲げる事項を除き、すべて正会員と同一の権利、特典及び責任を持つものとする。

- (1) シニア・アクティブ会員は職業分類を代表しないものとし、また、
- (2) 本条第3節a項によるアディショナル正会員を推薦する権利を持たない。

クラブは、シニア・アクティブ会員の従事している職業の職業分類の下に、有資格者を入会させることができる。

第5節 パスト・サービス。(a) 現職から引退したために正会員身分を喪失したかつてのロータリー・クラブ正会員で、一つ又はいくつかのクラブで通算5年以上正会員であった者は、本人が正会員となっていたクラブその他のクラブのパスト・サービス会員に選ばれることができる。このような元会員は、他のすべてのパスト・サービス会員の資格条件を備えている限り、その正会員身分を失った時又はその後いつでも、パスト・サービス会員に選ばれることができる。実業又は専門職業からの引退が、クラブの会員でなくなった後に生じたものであった場合は、これをパスト・サービス会員に選挙することができない。パスト・サービス会員は、本人が正会員となっていたクラブの会員に選挙された場合を除き、入会金の支払を要するものとする。本人が正会員となっていたクラブの場合は、二度目の入会金の支払を要しないものとする。パスト・サービス会員は、本人がパスト・サービス会員となっているクラブの区域限界内又はその周辺に居住しており、また、引続き居住することを要する。但し、本人が正会員となっていたクラブのパスト・サービス会員に選挙される場合はこの限りではない。この場合は、本人が正会員の身分を失った時に居住していた場所に居住することができる。

(b) パスト・サービス会員は、実業又は専門職業の職業分類を代表するものとし、シニア・アクティブ会員になることができないこと（但し本条第4節a項に規定されている場合を除く）及びアディショナル正会員を推薦する権利を持たないことの3点を除き、正会員の持つすべての権利・特典及び責任を有するものとする。

第6節 二重会員。何人も、同時に、いくつかのクラブにおいて、正会員、シニア・アクティブ会員又はパ

スト・サービス会員となることを得ないものとする。

第7節 名誉会員。クラブの区域限界内に居住しているか、または居住していたことのある男子で、同地域又は他の地域において、ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をした者を、そのクラブの名誉会員に選挙することができる。

名誉会員は、入会金及び会費の納入を免除されるが、投票権を持たない。クラブの如何なる役職にもつくことができない。職業分類を代表しない。しかしクラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享有することができる。名誉会員は本人が会員となっているクラブ以外のクラブにおいては、いかなる権利又は特典も認められない。

第8節 宗教、報道機関及び外交員。二つ以上の宗派の各代表者、二つ以上の新聞社及び／又はその他の報道機関の各代表者及び二つ以上の国の政府を代表する各外交官は、これらの職業分類の下に正会員となる資格を有するものとする。但し、これらの代表者が定款及び本細則に定められた資格条件を備えていることを要する。

第9節 公職。一定の任期を限って選挙又は任命によって公職に在る者は、該当公職の職業分類の下にクラブの正会員となる資格を有しないものとする。これは学校、大学その他の教育施設に奉職する者又は裁判官に選挙もしくは任命された者には適用されない。

クラブの正会員で一定の任期をもった公職に選挙又は任命された者は、その公職に在任中、前記の選挙又は任命の直前に本人がクラブにおいて代表していた職業分類の下に、引き続き正会員としての身分を保持することができる。

第10節 国際ロータリーの職員。クラブは、国際ロータリーと雇傭関係に入ったそのクラブの会員の会員身分を、その雇傭関係の続く限り、保持せしめることができる。

鹿児島西ロータリー・クラブ細則

第 1 条

理事及び役員 の 選挙

第 1 節 役員を選挙する会合の 1 カ月前の例会において、議長は理事候補者を指名することを求めなければならない。出席会員は何名でも指名することができる。これらの指名は投票用紙に記載されて年次総会において投票に付せられなければならない。そして最多投票数を獲得した 7 名の候補者を以て当選者とする。

第 2 節 被選理事は、年次総会后 1 週間以内にその会合を開いて、下記の役員を互選しなければならない。

- (1) 会長。会長に選ばれた者は、そのあと、次の 7 月 1 日に始まる年度に、会長イレクトとして理事会のメンバーをつとめ、会長イレクトとして理事会のメンバーをつとめた年度直後の 7 月 1 日に、会長に就任するものとする。
- (2) 1 名または数名の副会長。
- (3) 幹事、会計および会場監督。これらの一部または全部に理事会のメンバーをあてることができるし、また、そうしなくてもよい。前記の会合で選任された幹事および会計が理事会のメンバーでなかった場合は、これらの人は、この役職に就任する年度における職権上の理事会メンバーとなるものとし、その理事会メンバーとしての責任と権限は、理事会の定めるところによる。

第 3 節 理事会又はその他の役職に生じた欠員は残りの理事会員の決定によって補填すべきものとする。

第 4 節 任期未達の被選事員又は被選理事の地位に生じた欠員は残りの被選理事会のメンバーの決定によって補填すべきものとする。

第 2 条

理 事 会

第 1 節 本クラブの管理主体は本細則第 1 条第 1 節に基づいて選挙された理事会とする。

第 3 条

役 員 の 任 務

第 1 節 会長。本クラブの会合及び理事会の会合において議長をつとめ、その他通常その職に付随する任務を行なうことを以て会長の任務とする。

第 2 節 会長エレクト。会長エレクトは理事会のメンバーとしての任務およびその他会長又は理事会によって定められる任務を行なうものとする。

第 3 節 副会長。会長不在の場合に本クラブの会合及び理事会の会合において議長をつとめ、その他通常その職に付随する任務を行なうことを以て副会長の任務とする。

第 4 節 幹事。幹事の任務は、会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会及び委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録を作ってこれを保管し、毎年 1 月 1 日及び 7 月 1 日現在を以て国際ロータリー事務総長に対して行なわなければならない半期会員報告、国際ロータ

リー事務総長に対して行なうべき会員異動報告、毎月の最終例会の直後地区ガバナーに対して行なわなければならないクラブ例会の月次出席報告を含む諸種の義務報告を国際ロータリーに対して行ない、その他通常その職に付随する任務を行なうにある。

第5節 会計。会計の任務は、すべての資金を管理保管し、毎年1回及びその他理事会の要求ある毎にその説明を行ない、その他その職に付随する任務を行なうにある。その職をさるに当っては、会計はその保管する総ての資金、計算帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者又は会長に引継がなければならない。

第6節 会場監督。会場監督の任務は、通常その職に付随する任務及びその他会長又は理事会によって定められる任務とする。

第 4 条 会 合

第1節 年次総会。本クラブの年次総会は毎年12月に開催さるべきものとする。そしてこの年次総会において、次年度の理事の選挙を行なわなければならない。

第2節 本クラブの毎週の例会は木曜日12:30に開催するものとする。例会に関するあらゆる変更又は例会の取消しはすべてクラブの会員全部に然るべく通告されなければならない。

本クラブの暇疵なき会員はすべて、名誉会員（又は標準クラブ定款第8条第5節(c)或は(d)項の規定に基づき、本クラブ理事会によって出席を免除された会員）を除き、例会の当日、その出席欠は欠席が記録され、その出席は、本クラブ又は他のロータリー・クラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセント出席していたことが実証されなければならないものとする。

第3節 会員総数の3分の1を以て本クラブの年次総会及び例会の定足数とする。

第4節 定例理事会は毎月第2週木曜日に開催さるべきものとする。臨時理事会は会長がその必要ありと認めた時又は理事会のメンバー2名の要求あるとき、会長によって召集さるべきものとする。但し、その場合然るべき予告が行なわれなければならない。

第5節 理事総数の過半数を以て理事会の定足数とする。

第 5 条 入 会 金 及 び 会 費

第1節 入会金は35,000円とし、入会承認に先んじ納入すべきものとする。

第2節 会費は年額160,000円とし、毎年2回7月及び1月の第4例会日までに納入すべきものとする。

第3節 途中入会者に対しては入会金全額、年会費は残存月割で納入すべきものとする。(1000円未満は切り捨て)

第 6 条 採 決 の 方 法

本クラブの議事は、投票による役員及び理事の選挙を除き、口頭による採決を以て処理さるべきものとする。

第 7 条

委 員 会

第 1 節

イ 会長は理事会の承認の下に次の常任委員会を設置しなければならない。

クラブ奉仕委員会

職業奉仕委員会

社会奉仕委員会

国際奉仕委員会

ロ 会長はまた、理事会の承認の下に、クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕および国際奉仕について、必要とかがえる特定分野を担当する委員会を設置するものとする。

ハ クラブ奉仕委員会、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会、および国際奉仕委員会は、それぞれ会長が理事のなかから任命する委員長および少なくとも 2 名以上の他の委員から成るものとする。

ニ 会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典を持つものとする。

ホ 各委員会は本細則によって付託された職務および更にこれに加えて会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。

ヘ 会長は、その必要ありと認めた場合、青少年活動の諸特定分野を担当する青少年委員会を設置することができる。この委員会は社会奉仕委員会の所管するところとなるが、青少年委員長は会長が理事の中から任命するものとする、可能かつ実際的である限り、1 名または数名の委員を 2 年間の任期をもって任命することにより委員会に継続性を持たせる規定を設けるべきものとする。

ト 会長はまた、理事会の承認の下に、青少年奉仕及び国際奉仕について、特定分野を担当する次の委員会を任命するものとする。

ローターアクト委員会

インターアクト委員会

ロータリー財団委員会

第 2 節 クラブ奉仕委員会

イ クラブ奉仕委員会委員長は、クラブ奉仕の諸活動全部に対して責任を持ち、かつクラブ奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務を持つものとする。

ロ クラブ奉仕委員会は、クラブ奉仕委員会委員長とクラブ奉仕の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。

ハ 会長は理事会の承認の下にクラブ奉仕の中の特定分野を担当する次の委員会を設置するものとする。

出席委員会

会報雑誌委員会

親睦委員会

プログラム委員会

広報委員会

次の委員会に毎年1名ずつの委員を任命するものとする。

会員選考委員会

ロータリー情報委員会

ニ クラブ奉仕委員会の設置について、可能かつ実際である限り、1名または数名の委員を再任するかまたは1名または数名の委員を2カ年の任期をもって任命することにより委員会に継続性を持たせる規定を設けるべきものとする。

ホ 会員選考委員会およびロータリー情報委員会は、各々3名の委員をもって構成されるものとし、それぞれ毎年1名の委員を3年の任期をもって任命するものとする。本規定に基づく最初の任命は次の如く行うものとする、1名は1年、1名は2年、1名は3年の任期をもって、それぞれ任命する。

ヘ 会報雑誌委員会は、可能である限りクラブ会報編集および地元新聞または広告関係の会員を委員の中に入れなければならない。

第 8 条

委員会の任務

第1節 クラブ奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員がクラブ奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行する上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。クラブ奉仕委員会委員長は委員会の定例会合に責任を持ち、クラブ奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。

イ 出席委員会

この委員会は、すべてのクラブ会員があらゆるロータリーの会合に出席すること——これには、地区大会、都市連合会、地域大会および国際大会への出席も含まれる——を奨励する方法を考案するものとする。この委員会は特に本クラブの例会への出席、本クラブの例会に出席できない場合の他クラブ例会への出席を奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席を良くするためのより良き奨励策を講じ、そして出席不良の原因となる諸事項を確かめてこれを除去することにつとめるものとする。

ロ 会員選考委員会

この委員会は、理事会の付託を受けてその地域社会の職業分類を調査し充填および未充填職業分類表を作成して絶えずこれを検討し、未充填の職業分類を充填するため会員に推薦されたすべての者を個人的な面から検討し、人格、職業上および社会的地位ならびに一般的な適格性を徹底的に調査してその適否を決定し、これを理事会に報告しなければならない。

ハ 会報雑誌委員会

この委員会は、クラブ週報の刊行によって、関心を促して出席の向上をはかり、近づく例会のプログラムを発表し、全会員のロータリー教育に寄与し、クラブ、会員、および世界各地のロータリープログラムに関するニュースを伝えるべく務めなければならない。

またこの委員会は、ロータリーの友誌、ロータリアン誌および/またはレビスタロータリアンに対する読者の関心を喚起し、雑誌月間を主催し、クラブの例会プログラムにおいて毎月雑誌の簡単な

紹介を手配し、新会員の教化に雑誌を利用することを奨励し、ロータリアンでない講演者に雑誌を贈呈し、図書館、病院、学校、その他の図書閲覧室のために国際奉仕並びにその他の特別講読を取り計らい、ニュース資料と写真を雑誌編集者に送り、その他あらゆる方法によって雑誌を本クラブ会員およびロータリアン以外の人々に役立てるものとする。

ニ 親睦委員会

この委員会は、会員間の知り合いと友誼を増進し、用意されたロータリーのレクリエーションおよび社交的諸活動への参加を会員に奨励し、本クラブの一般目的への遂行上会長または理事会が課する任務を果たすものとする。

ホ プログラム委員会

この委員会は、本クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを準備し、手配しなければならない。

ヘ 広報委員会

この委員会は、(1)広く一般世間に、ロータリー、その歴史、綱領および規模に関する情報を提供し、そして(2)本クラブのために適切な宣伝を行なう方策を考案しこれを実施するものとする。

ト ロータリー情報委員会

この委員会は、(1)会員候補者にロータリー・クラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、(2)会員、とくに新会員に、会員の特典と責務に関する適切な理解を与え、(3)会員にロータリー、その歴史、綱領、規模、活動に関する情報を提供し、(4)会員に国際ロータリーの管理運営の動向についての情報を提供する方策を考案しこれを実施するものとする。

チ ロータリー賞推薦委員会

この委員会は、本クラブの制定するロータリー賞を授与すべき者を選考し、これを理事会に推薦する。この選考はロータリー精神に則って地域社会に奉仕するロータリアン以外の未だこのような賞を受けたことのない者の中から行う。

第2節 職業奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げる上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの職業奉仕活動に責任を持ち、職業奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

第3節 社会奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その地域社会に対する諸責務を遂行する上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は本クラブの社会奉仕活動に責任を持ち、社会奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

イ 青少年奉仕委員会

この委員会は、青少年の特殊性に鑑み青少年がその業務を遂行するよう指導し、援助する方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの青少年奉仕活動に責任を持ち、青少年奉仕の諸特定分野について任命されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するも

のとする。

a ローターアクト委員会

この委員会は、ローターアクトに関する事項を担当する特定委員会でローターアクトクラブの会員が、地域社会に対する奉仕を通じて、指導力と善良なる市民精神を涵養し、国際理解と平和の運動を推進し、指導者としての資質と高い道徳水準の認識による、職業上の責任を促進する目的をもって、本クラブが提唱して結成するローターアクトクラブの育成発展のために指導と援助を面えるものとする。

b インターアクト委員会

この委員会は、インターアクトに関する事項を担当する特定委員会で、インターアクトクラブの会員が他人に対する思いやりと、家庭と家庭の重要性及び地域社会、国家及び世界状況に関する知識を深め、奉仕と世界的友好精神で共に働く機会を与える目的を以て、本クラブが提唱して結成するインターアクトクラブ育成発展のために指導と援助を与えるものとする。

第4節 国際奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、国際奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行する上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は本クラブの国際奉仕活動に責任を持ち、国際奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

イ ローターリー財団委員会

この委員会は、ローターリー財団に関する情報を広め、かつこれに対する支援を促進する上に役立つ方策を考案しこれを実施するものとする。

第9条

賜 暇

理事会に対し書面を以て、正当且つ充分な理由を具して申請することによって、会員は一定期間を限り本クラブの例会出席義務を免除する賜暇が与えられる。

第10条

財 政

第1節 会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。

第2節 すべての勘定書は役員2名の署名する伝票に基づき、会計の署名する小切手を以てのみ支払わなければならない。本クラブのすべての会計事務については毎年1回公認会計士又は他の有資格者によって全面的な監査が行なわれなければならない。

第3節 資金を預り或いはこれを取扱う役員は、本クラブの資金の安全保管のために理事会が要求することあるべき保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。

第4節 本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に至る期間とし、会費徴収の目的のためにこれを7月1日より12月31日に至る期間及び1月1日より6月30日に至る期間の2半期に分けるものとする。国際ロータリーに対する人頭分担金と雑誌購読料の支払いは、毎年7月1日及び1月1日にそれ

それ当日の本クラブ会員数に基づいて行なわれるべきものとする。

第5節 各会計年度の初めに理事会は、その年度の収支の予算を作成し、又は作成せしめなければならない。その予算は、理事会によって承認された後、各費目毎に支出の限度となるものとする。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りでない。

第 11 条

会員選挙の方法

- 第1節 正会員（アディショナル正会員を含む）** (1) 本クラブの正会員、シニア・アクティブ会員もしくはパスト・サービス会員または会員選考委員会によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出さるべきものとする。この推薦は、本節に別な定めのある場合を除き、暫くこれを秘密にしておかなければならない。
- (2) 理事会は、会員選考委員会に対し、推薦された会員候補者の資格要件を職業分類上の見地から審査し、さらに人格、職業上および社会的地位ならびに一般的適格性を見地から調査して理事会に報告するよう要請するものとする。
- (3) 理事会は、会員選考委員会の勧告を審査してその承認または不承認を決定し、クラブ幹事を通じて、推薦者に通知しなければならない。
- (4) 理事会の決定が肯定的であった場合は、推薦者は、ロータリー情報委員会の委員1名または数名と共に、被推薦者に対し、ロータリーの目的およびクラブにおける会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、入会申込書の記入および提出を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。
- (5) 被推薦者の氏名の発表後10日以内に、理事会がクラブ会員の誰からも推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、会員候補者は、本細則第5条に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、定例または臨時の理事会会合においてこれを審議し、当該被推薦者について票決を行なうものとする。この定例または臨時の理事会会合において、出席理事会メンバーの反対投票が1票を超えなかった場合は、被推薦者は、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

本節の規定により会員が選挙されたときはクラブ幹事は、当該会員に対して会員身分証明書を発行し、その氏名を国際ロータリー事務総長に報告しなければならない。

- (6) 当該会員は、クラブの例会において、新会員として正式に紹介されなければならない。

第2節 シニア・アクティブ、パスト・サービス、及び名誉会員。 これら3種類の会員のいずれかに推薦された候補者の氏名は書面を以て理事会に提出されなければならない。そして、その選挙は正会員の場合と同様の形式及び方法を以て行なわれるべきものとする。但し、これら3種類の候補者推薦についてはいかなる定例又は臨時理事会においても審議することができ、理事会はその裁量によって本条第1節に定められている段階の中、いずれの段階をも省略して直ちに被推薦者についての投票を行なうことができる。その定例又は臨時理事会に出席する理事会メンバーの投ずる反対投票が1票を超えない場合は、

その被推薦者は正式に選挙されたものと認められるべきものとする。但し、本クラブの正会員又はパスト・サービス会員で、本クラブ定款に定められたシニア・アクティブ会員となるものとする。その場合、このようなシニア・アクティブ会員については申込書も選挙もこれを必要としない。

第3節 元アディショナル正会員の再選。 (1) 国際ロータリー細則第3条第2節(a)の規定に基づいて本クラブのアディショナル正会員に選挙され、そして本クラブ定款第8条第2節(b)(1)の規定によってその会員身分が終結した本クラブの元アディショナル正会員の入会申込みは理事会によって速やかに審議され、そして同一又は他の職業分類の下になされる他のいかなる申込み又は推薦にも優先して取り上げられなければならない。

(2) 本クラブ定款第5条第5節(b)の規定に基づいて選挙されたアディショナル正会員の会員身分が、その職業分類が空席となったために終結した場合は、その職業分類が再び充填された時彼は再び選挙されることができる。(その場合、その職業分類の保持者が定款第5条第5節(a)の規定に基づいてアディショナル正会員を推薦する権利は侵害されることはない)

(3) 理事会は、その裁量によって、いかなる申込みをも会員選挙委員会に付託することができる。そして理事会は、被推薦者の選挙に異議のある会員をして異議の理由を具して書面を以て理事会に通告せしむべき10日間の期間を設定することができる。理事会は、定例又は臨時理事会において一会員選挙委員会からの報告及び異議申立の提出のいずれか、もしくは全部がなされている場合はこれを参酌して一入会申込みを投票に付するものとする。その定例又は臨時理事会に出席する理事会メンバーの投ずる反対票が1票を超えない場合は、その元アディショナル正会員は正式に会員に選挙されたものと認められるべきものとし、幹事によってその旨通告さるべきものとする。申込みが拒否された場合は、幹事はその旨申込者に通告すべきものとする。

(注：理事会の最終投票によって会員選挙を決するこの細則の規定に代えて、クラブは正会員、シニア・アクティブ会員、パスト・サービス会員又は名誉会員の選挙を、クラブ例会におけるクラブ会員の最終投票によって決定する規定を採用することができる。但し、この場合、その例会には定足数の出席を必要とし、出席会員の4分の3の賛成投票を必要とすることを規定しなければならない。)

第12条

決 議

第1節 事の如何を問わず本クラブを拘束する決議又は提案は、理事会によって審議された後でなければ本クラブによって審議されてはならない。もしかかる決議又は提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

第13条

議 事 の 順 序

開 会 宣 言

来訪ロータリアンの紹介

来信及び告示事項

委員会報告(もしあれば)

審議未終了議事

新規議事

スピーチその他のプログラム

閉会

第 14 条

改 正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前に各会員に郵送されていなければならない。クラブ定款及び国際ロータリーの定款及び細則と背馳する如き改正又は条項追加を本細則に対して行なうことはできない。

※ 改正された条項には下線が付してあります。

鹿兒島西ロータリークラブ慶弔規定

第 1 条 この規定は、鹿兒島西ロータリークラブ会員・家族に対する慶弔並びに見舞いについて定める。

第 2 条 この規定は、慶弔並びに見舞いの事実発生の日から1カ月以内に、当該会員・家族又はその事実を知った他の会員・家族からクラブ会長に届出のあったものに限り適用する。

第 3 条 この規定で定める慶弔並びに見舞いは、会長又は副会長、幹事及び親睦委員長の三者で実施するものとする。

但し、差支えある場合は、夫々代行者を以て、之に代え、若しくは、その内二者で代行しても差支えない。

第 4 条 会員が叙勲、褒章（県民表彰、南日本文化賞授賞）等を受けた場合、その他会員の身辺に特に慶事があった場合は、クラブから¥5,000相当の御祝いをする。

第 5 条 会員が、療養1カ月以上を要する傷病にかかった場合は、クラブから¥5,000相当のお見舞いをする。

第 6 条 会員の住居又は職場が火災・風水害その他不慮の災害により著しい被害を受けた場合は、実情により、クラブから慰問又はお見舞いをする。
前項の裁量はクラブ会長が行う。

第 7 条 会員・家族が死亡した場合は、次の区分によりクラブからお悔みをする。

1. 会 員 ¥10,000と 10,000相当のお花
2. 夫 人 ¥ 7,000
3. 父母又は子女 ¥ 5,000

前1.2項の場合は、最も近い例会日に於て黙とうを捧げて弔意を表わすものとする。

第 8 条 当クラブと特に縁故が密接な者又はその家族に対する慶弔若しくは見舞いについては前各条に準じて、会長が理事会に諮り、その都度これを定める。

第 9 条 会員個々に行う慶弔又は見舞い等は自由である。

第 10 条 本規定は、毎年7月中に会長が理事会に諮り、改正することができる。

第 11 条 本規定は、昭和52年12月8日より実施する。

鹿児島西R・C「友愛文庫」運営規約

1. この奉仕活動を鹿児島西R・C「友愛文庫」事業という。
2. この会の運営金は、鮫島志芽太会員の寄附金10万円に、ニコニコ箱寄附金の年間総額の約1割（約10万円）を毎年加算したものとす。
3. この運営金は、離島・辺地・その他（新設校を含む）の小・中学校に対し、生徒の情操を豊かにし、生きる喜びと正しく美しいものに対する感動を与えるような読み物を献本するために使用する。
4. 初年度は、3校を選定し、1校に各20冊、計60冊（1冊1,000円程度）を贈り、初年度の経費は6万円とする。原則として同じ学校へ5年間継続して贈る。ただし、新設学校等に対しては状況により、2年又は3年限りとするところがある。
5. 2年度は新しく2校を増加し、前年度の3校（又は2校）と合せて5校（又は4校）とし、各校20冊宛を献本する。
3年度はさらに1乃至2校を増し、遂次継続して献本するものとし、5年間贈った学校は終結する。
6. 以上の運營業務は、当クラブ理事会の承認を得て社会奉仕委員が行なう。
献本の発送は、信用ある書店に依頼し、社会奉仕委員会の認定を得て発送させる。
7. ときどき、献本先学校生徒の感想文や読みたい本の希望文を募集し、選考の上、入選者はクラブ例会に招き、インターアクトとの交流をはかる。
8. 会員の各家庭に小・中学生向きの図書があれば寄贈を求め、これに加える。
9. この献本は、継続奉仕運動とし、ロータリー精神普及の一端として、その献本奉仕の輪を広げていくことを理想とする。
このため、運営金増加の方法を絶えず工夫推進するものとする。
10. この運営金の基金10万円は、昭和53年国際ロータリー第273地区年次大会における鮫島会員の記念講演の講師料を、同会員がそのまま寄附されたものである。

鹿兒島西ロータリークラブ奨学金制度要綱

第1条 (目的)

この制度は、ロータリー創立75周年記念事業の青少年奉仕事業として高校生を対象とし、奨学金を給付し、その健全な育成に寄与することを目的とする。

第2条 (基金)

奨学金の基金として当初は「鹿兒島西ロータリークラブ」の諸積立金の内、500万円を充当し、遂次基金の増額に努め奨学金制度の拡大充実を図る。

第3条 (基金の運用)

基金は諸金融機関へ預託し、その利息を奨学金に当てる。

第4条 (奨学金の給付対象)

当初は奨学金の給付対象を鹿兒島西ロータリークラブの「インターアクトクラブ」の高校である鶴丸高等学校、鹿兒島高等学校在学の経済的援助を必要とする母子家庭の子弟、交通遺児及び学校長が特に必要とする生徒とする。

但し、基金の充実に伴いその対象を拡大する。

第5条 (奨学金の給付金額及び対象人数)

昭和61～62年度は月額1万円、対象人数は8名とする。

第6条 (奨学金給付者の選考)

奨学金給付者は、毎年4月、各学校より推薦された者の中から「インターアクトクラブ」委員会で選考し、理事会に奨学金給付候補者名簿を提出、理事会で決定する。

第7条 (その他)

其他必要な事項は理事会に於て決定する。

第8条 (附則)

本要綱は昭和55年4月1日より実施する。

備考

昭和55年4月より月額5,000円、対象人数は6名以内で実施されたが、昭和57年4月より月額1万円に改めた。

会 員 名 簿

1986年7月1日



鹿児島西ロータリークラブ

	氏名	職業分類	勤務先	役職名	〒	勤務先場所	勤務先住	〒	自宅場所	自宅住
A	桜美四郎	名誉会員	桜物産会	会長	890	中央町20-4	51-2780	890	上之園町18-26	54-3227
B										
E	海老原利則	シニア・アクチブ (金物配布)	(株)海老原利商店	代表取締役 会長	892	錦江町1-4	24-1225	892	吉野町3216-30	43-1119
F	福田敏之	シニア・アクチブ (民間放送)	(株)南日本放送	相談役	890	高麗町5-25	54-7111	890	草牟田一丁目22-40	22-4586
	藤安辰造	シニア・アクチブ (味噌製造)	藤安醸造(株)	取締役社長	891 -01	谷山港二丁目1-10	61-5151	892	住吉町6-20	22-0030
	福田正臣	シニア・アクチブ (公立病院)	内科病院	顧問				892	長田町17-6	26-9669
	福満武雄	シニア・アクチブ (新聞発行)	鹿児島新報社	専務取締役	892	城南町7-28	26-2100	899 -56	始良郡始良町平松 7051	(0995) 65-2238
H	浜田馨	シニア・アクチブ (酒類配布)	(有)浜田酒店	取締役社長	890	高麗町30-14	51-1732	890	同左	51-1732
	外西寿彦	シニア・アクチブ (産婦人科医)	鹿児島市立病院	副院長	892	加治屋町20-17	24-2101	890	薬師二丁目29-17	53-8051
	平岡禎吉	シニア・アクチブ (社会教育)	財団法人喜界育英会	理事長	890	武町716	54-1855	890	武三丁目24-16	54-1909
	林其為	料理店(中華)	(株)鈴香苑	取締役社長	890	西田二丁目19-26	56-2131	890	同左	56-3949
	原口哲夫	一般薬局	原口中央薬局	店長	890	上之園町16-9	59-0035	890	同左	59-0035

鹿 児 島 西

	氏 名	職業分類	勤 務 先	役職名	〒	勤 務 先 場 所	勤務先住	〒	自 宅 場 所	自 宅 住
H	本 田 雄 郎	外国為替銀行	三井銀行鹿児島支店	支 店 長	8 9 2	金生町5-9	22-2111	8 9 0	薬師2-3-15社宅101	54-0603
I	岩 元 基	シニア・アクチブ (綿製品配布)	カクイわた基準寝具(株)	常務取締役	8 9 1 -0 1	谷山港二丁目1-2	61-4111	8 9 2	加治屋町15-15	22-4454
	池 田 広	シニア・アクチブ (放射線科医)	池田放射線診療所	医 師	8 9 0	上之園町18-13	53-5665	8 9 0	同 左	57-4526
	池 口 恵 観	仏 教	最 福 寺	開 教 師	8 9 1 -0 1	平川町戸方ヶ崎	61-2933	8 9 0	紫原二丁目35-13	53-6440
	岩 男 秀 彦	倉 庫 業	薩 摩 倉 庫 (株)	取締役社長	8 9 2	南栄三丁目6-16	67-6163	8 9 2	長田町25-4	22-8018
	岩 元 紀 彦	シニア・アクチブ (相互銀行)	(株)旭相互銀行	社 長	8 9 2	山下町1-1	26-1111	8 9 0	紫原五丁目47-13	51-8269
	石 神 兼 康	シニア・アクチブ (報道)	(株)創 紀	代表取締役	8 9 2	西千石町17-30 相互ビル	25-0570	8 9 2	加治屋町4-7	23-4757
	岩 田 泰 一	和菓子製造	(名)明石屋菓子店	取締役社長	8 9 2	金生町4-16	26-0431	8 9 2	西千石町2-13	24-0658
	井 手 泰 次 郎	団 体 保 険	安田生命保険 相互会社鹿児島支社	支 社 長	8 9 2	山之口町12-6	23-0241	8 9 0	城山町4-11マルタマビル	24-1519
	伊集院 康 熙	産 婦 人 科 医	伊集院産婦人科病院	院 長	8 9 2	池之上町9-27	47-6575	8 9 2	同 左	47-6575
	石 津 克 之	電 話 事 業	NTT鹿児島電報電話局	局 長	8 9 2	松原町3-4	58-8400	8 9 0	原良町1484	50-3287
K	河 井 時 義	シニア・アクチブ (外 科 医)	脳神経外科河井病院	顧 問	8 9 1 -0 1	小松原二丁目10-19	67-7700	8 9 0	高麗町29-17	54-0775
	川 村 洋	シニア・アクチブ (百貨店)	(株)山形屋	会 長	8 9 2	金生町3-1	27-6111	8 9 0	武岡四丁目32-1 武岡ハイランド	81-2253
	川 上 鐵 太 郎	シニア・アクチブ ホテル(日本式)						8 9 0	西伊敷四丁目32-7	20-8325
	久 保 政 次	シニア・アクチブ (ゴム製品配布)	(株)久 保 利	取締役社長	8 9 2	名山町1-4	26-5150	8 9 2	大竜町4-16	47-8311
	久保田 彦 穂	シニア・アクチブ (文 芸)						8 9 2	長田町26-4	22-9318

	氏名	職業分類	勤務先	役職名	〒	勤務先場所	勤務先Ⅱ	〒	自宅場所	自宅Ⅱ
K	小山 幸義	シニア・アクチブ ホテル(洋式)	(株)鹿児島ホテル鶴鳴館	取締役社長	892	城山町5-30	23-2241	892	城山町3-24	24-0306
	小園 正人	シニア・アクチブ (硝子配布)	(株)小園硝子商会	取締役社長	891 -01	卸本町5-20	60-2345	892	吉野町9752	47-1787
	古木 圭介	シニア・アクチブ (観光事業)	グローバルユース ビューロー	常務取締役	892	山之口町12-11	22-2175	891 -01	五ヶ別府町350-91	64-1566
	川田 恵一	シニア・アクチブ (不動産鑑定)	(株)川田不動産鑑定所	社長	892	加治屋町1-4	22-0478	892	同左	22-0478
	木治屋 克己	コンクリート建築	五十鈴建設工業(株)	社長	892	長田町1-16	25-1511	892	吉野町2914-50	43-1511
	川畑 正美	シニア・アクチブ (冷暖房配管工事)	旭工業(株)	社長	890	荒田一丁目55-17	55-5131	890	紫原六丁目48-10	59-0814
	柿市 高重	調剤薬局	柿市薬局	社長	890	荒田一丁目44-8	51-8455	890	同左	54-5232
	江夏 洋	建築機械配布	(株)ニットク	代表取締役	890	宇宿二丁目1-26	52-2109	890	紫原六丁目16-1	57-5018
	海江田 卓	高等学校	鹿児島高等学校	校長	890	薬師一丁目21-9	55-3211	890	明和一丁目21-20	81-6957
	川平 建次郎	放射線科医	川平放射線科内科 クリニック	院長	890	与次郎二丁目7-20	56-5252	890	荒田二丁目64-18	54-1811
	久野 洋一	絹製品配布	久野絹織物(株)	専務取締役	890	下荒田三丁目15-22	54-4151	890	下荒田二丁目22-15	53-6808
M	光吉 正昭	シニア・アクチブ (請負業)	小牧建設(株)	専務取締役	892	西千石町2-35	25-2611	890	鴨池一丁目28-22	55-7534
	三角 桂次郎	シニア・アクチブ (精油配布)	三角石油瓦斯(株)	社長	891 -01	卸本町7-20	60-2200	890	原良町1797	54-3980
	水渕 清治	自動車部品製造	(株)水渕自動車 電機サービス	取締役社長	890	東郡元町11-26	55-2291	890	下荒田二丁目33-16	53-5289
	前田 好文	シニア・アクチブ (浄水装置製造)	三和興業(株)	取締役会長	892	南林寺町26-2	24-0981	890	下伊敷町685	29-0960
	前田 隆造	建築設計	(株)アオイ美建	取締役社長	892	山之口町1-30	23-1367	890	宇宿町1202-13	65-1192
	村田 和雄	家庭薬配布	(株)ムラタ薬品	代表取締役	892	加治屋町9-25	24-0185	890	日の出町10-2	57-9424
	森永 茂樹	保険労務管理	森永労務管理事務所	所長	890	真砂町10-13	56-6166	890	紫原六丁目47-18	58-9311

鹿 児 島 西

	氏 名	職業分類	勤 務 先	役職名	〒	勤 務 先 場 所	勤務先別	〒	自 宅 場 所	自 宅 別
M	前 田 樹一郎	学習図書出版 販	育 英 社	代表取締役	8 9 0	荒田二丁目43-17	51-5071	8 9 0	郡元一丁目50-11	57-2921
	松 田 忠 臣	ガ ン 保 険	九州保険サービス(株)	代表取締役	8 9 2	加治屋町1-9 柿本寺第2ビル	22-3551	8 9 1 - 0 1	下福元町6306-13	62-1193
	森 道 生	航 空 輸 送	全 日 本 空 輸 (株) 鹿 児 島 支 店	支 店 長	8 9 2	山之口町12-16	24-0461	8 9 2	中町3-10	26-6161
N	中 村 善 治	シニア・アクチブ (セメント配布)	(株) カ ン ダ	特別相談役	8 9 2	住吉町1-3	24-5111	8 9 2	吉野町8913	44-0606
	中 尾 正 昭	装飾材料配布	(株)まからず屋造花店	取締役社長	8 9 2	堀江町5-9	24-2244	8 9 2	上竜尾町35-9	48-0511
	中 村 一 雄	シニア・アクチブ (会 計 士)	中村公認会計士事務所	所 長	8 9 2	城山町4-11	24-3562	8 9 0	城山一丁目26-14	22-3909
	中 尾 洋	小麦粉配布	中 尾 物 産 (株)	代表取締役	8 9 2	泉町13-19	26-2500	8 9 2	同 左	26-2500
	永 松 実 夫	美 術 教 育	鹿大教育学部美術科	教 授	8 9 0	郡元一丁目20-6	54-7141	8 9 0	鴨池新町4-1-502	51-1727
	中 川 宏	絹製品製造	(株) 中 川 社	社 長	8 9 0	下荒田一丁目26-3	56-0488	8 9 0	紫原三丁目41-31	53-3637
	野 添 良 隆	口 腔 外 科	中央ビル野添歯科	院 長	8 9 2	山之口町1-10中央ビル	24-5125	8 9 0	西田二丁目22-3	54-5970
O	岡 山 唯 一	バ ス 事 業	鹿 児 島 交 通 (株)	専務取締役	8 9 2	山丁町9-5岩崎ビル	23-1110	8 9 0	武町市街地住宅6045	54-0037
	大 迫 守 弘	会 計 士	大迫公認会計士事務所	所 長	8 9 2	城南町2-3	26-7014	8 9 2	同 左	27-0750

	氏名	職業分類	勤務先	役職名	〒	勤務先場所	勤務先TEL	〒	自宅場所	自宅TEL
S	桜美義明	シニア・アクチブ (雑貨配布)	桜物産社	社長	890	中央町20-4	51-2780	890	草牟田二丁目34-65	26-5320
	鮫島志芽太	シニア・アクチブ (単科大学)	鹿児島経済大学	講師				890	荒田一丁目32-6	54-3700
	新福栄熊	シニア・アクチブ (数学教育)	鹿児島大学	名誉教授				890	玉里町26-18	22-2397
	佐伯寿郎	自動車修理	トヨタオート鹿児島株	専務取締役	892	城南町8-19	26-7000	890	常盤町929	58-3423
	崎元行範	印刷	(有)アジア印刷	代表取締役	890	下荒田三丁目1-12	51-2515	892	西坂元町46-12	47-5840
	下脇二則	税理士	下脇二則税理士事務所	所長	890	下荒田一丁目31-1	56-0022	890	同左	56-0022
	鮫嶋宗隆	医薬品配布	上原薬品株	代表取締役	891 -01	卸本町5-19	60-2661	890	新屋敷町16-1 公社ビル713号	26-7149
	三反田藤男	プレハブ建築	(有)三反田藤男設計事務所	代表取締役	892	西千石町8-1	25-3888	892	玉里団地二丁目29-10	29-5616
	佐藤康典	証券業	日の出証券鹿児島支店	支店長	892	中町4-5	22-8171	890	上之園町7-1 ユーハイム雄305号	51-8812
	重信景吉	結婚式場	(有)かごしま平安閣	代表取締役	892	城南町8-1	25-8000	892	堀江町19-14	24-1507
	柴山一清	小児歯科	柴山歯科院	院長	892	山下町9-34	26-6482	892	同左	24-1442
	白石哲三	生命保険	日本生命保険相互会社 鹿児島支社	支社長	890	中央町11-5日生ビル	55-1101	890	荒田二丁目35-1	54-3498
T	高井敏治	シニア・アクチブ (砂糖配布)	株高井商店	会長	892	泉町13-20	22-7111	892	加治屋町5-21	23-6453
	田平礼章	シニア・アクチブ (整形外科医)	整形外科田平病院	院長	892	加治屋町16-12	24-6903	892	加治屋町11-17	23-2852
	徳田基	シニア・アクチブ (弁護士)		弁護士				890	常盤町272-3	55-8964
	徳澤紀生	シニア・アクチブ (道路建設)	徳沢建設株	社長	890	上之園町16-3 徳沢ビル601号	53-3968	890	上之園町16-3 徳沢ビル602号	52-2581

鹿 児 島 西

	氏 名	職業分類	勤 務 先	役 職 名	〒	勤 務 先 場 所	勤務先TEL	〒	自 宅 場 所	自 宅 TEL
T	田原迫 卓 視	シニア・アクチブ (弁 護 士)		弁 護 士				8 9 0	下伊敷町911-35	20-5580
	高 橋 司	シニア・アクチブ (建 築)	(株)佐藤組鹿児島支店	非常勤顧問	8 9 2	西千石町4-1 ガラパンパークビル	24-7831	8 9 0	武三丁目5-14	51-2841
	土 橋 滋	私立病院	土 橋 病 院	院 長	8 9 0	西田一丁目16-1	57-5711	8 9 0	同 左	54-5820
	太 原 春 雄	内 科 医	紫 原 病 院	院 長	8 9 0	紫原四丁目27-19	52-5233	8 9 0	同 左	58-3788
	玉 川 哲 生	アイスクリーム 製	セ イ カ 食 品 (株)	社 長	8 9 0	中央町15-17	54-6111	8 9 0	鷹師一丁目5-4	54-0475
	徳 永 新 一 郎	事務用品配布	(有) 文 洋 堂	代表取締役	8 9 0	鴨池新町28-8-104	58-0221	8 9 0	鴨池新町29-8-33	54-7220
	谷 口 良 康	整形外科医	鹿 児 島 市 立 病 院	整 形 外 科 部 長	8 9 2	加治屋町20-17	24-2101	8 9 2	玉里団地三丁目28-1	20-8786
	水 流 洋	心障者施設	社会福祉法人 落穂会 ゆうかり学園	施 設 長	891-12	岡之原町1005	43-0535	891-12	岡之原町956	44-0169
U	内 山 光 男	理 髪 店	(株)ニューホワイト産業	社 長	8 9 0	中央町11-5	52-2888	8 9 0	明和二丁目36-10	82-1592
	宇治野 純 章	一般弁護士	宇治野法律事務所	所 長	8 9 2	泉町14-4	24-1011	8 9 2	西坂元町73-16	47-1160
	上 原 満	建 築	(有)双建設計事務所	代表取締役	8 9 0	常盤町324-7	82-0753	8 9 0	同 左	82-0053
Y	吉 留 益	港湾建設	吉留建設産業(株)	代表取締役	8 9 0	上之園町4-6	53-2211	8 9 2	長田町18-3	22-2523
	安 田 正 治	衣 料 配 布	(株)やすだ衣料	社 長	8 9 0	中央町24-18	51-3261	8 9 0	田上町1033-87	51-5086
	山 下 皓 三	歯 科 医	山下歯科医院	院 長	8 9 0	中央町5-41	53-6943	8 9 0	中央町5-41第8ト カンマンション508号	56-0390

